

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

1 日時

平成24年10月10日（水曜日）
午前10時02分開会、午後2時40分散会
（うち休憩 午前11時58分～午後1時02分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、
工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、八重樫調査監、小友秘書課総括課長、
高橋広聴広報課総括課長

(2) 総務部

加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、
田中総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、
堀江人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、大槻法務学事課総括課長、
鈴木法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、
越野総合防災室防災危機管理監、小畑総合防災室防災消防課長、
佐藤総務事務センター所長

(3) 政策地域部

中村政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室首席 I L C 推進監、
西村国体室長兼国体課長、保政策推進室政策監兼 I L C 推進監、
五月女政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、
紺野市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、

畠山NPO・文化国際課総括課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
野中地域振興室交通課長、菅原国体室施設課長

(4) 復興局

高前田理事兼復興局副局長、
宮総務課総括課長、森企画課総括課長、
渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、伊藤産業再生課総括課長、
鈴木生活再建課総括課長

(5) 警察本部

高橋警務部長、佐藤交通部長、西野警務部参事官兼警務課長、
古澤警務部参事官兼会計課長、青柳生活安全部参事官兼生活安全企画課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費中 総務部関係

第4条

イ 議案第14号 地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第15号 岩手県防災会議条例の一部を改正する条例

エ 議案第16号 岩手県災害対策本部条例の一部を改正する条例

オ 議案第17号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

カ 議案第18号 循環型地域社会の形成に関する条例及び岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例

キ 議案第49号 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

ク 議案第50号 防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- ケ 議案第52号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- コ 議案第53号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- サ 議案第54号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて
- シ 議案第55号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

- ア 受理番号第 44 号 米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願
- イ 受理番号第 48 号 津波被災者の生活再建の早期充実に求める請願
- ウ 受理番号第 51 号 岩手県公契約条例早期制定に向けての請願
- エ 受理番号第 52 号 公契約条例の早期制定を求める請願

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

なお、蓮見復興担当技監は、田野畑村造成工事起工式に出席のため欠席となりますので、御了承願います。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方を御紹介いたします。加藤総務部長から総務部の新任の方を御紹介願います。

○**加藤総務部長** 去る 10 月 1 日の人事異動で発令となりました総務部の新任の職員を紹介申し上げます。総合防災室防災危機管理監、越野修三でございます。

○**五日市王委員長** 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 1 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）、第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 2 款総務費、第 3 款民生費のうち復興局関係、第 9 款警察費及び第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち総務部関係並びに第 4 条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第 1 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。この補正予算は、農林水産物の放射性物質被害対策や、国の震災枠予算の確定等に伴う補正のほか、本年発生した凍上災、豪雨被害に係る災害復旧など、早急に措置が必要な経費について補正を行うものでありまして、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313億7,723万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆1,851億8,267万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正のとおり、第4条地方債の補正につきましては第4表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明申し上げます。

まず、7ページをお開き願います。第2表繰越明許費についてであります。水産技術センター施設災害復旧事業を計上しているものであり、当委員会所管のものはございません。

次に、8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正は、離職者等再就職訓練事業の追加や、9ページに参りまして、かんがい排水事業の変更などありますが、どちらも当委員会所管のものはございません。

次に、11ページをお開き願います。第4表地方債補正であります。障害者支援施設等整備など10件の事業について、起債限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。3ページ、第4款地方特例交付金につきましては、額の確定に伴いまして6,724万2,000円増額するものでございます。

次に、4ページ、第5款地方交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴いまして5億768万6,000円減額するものでございます。

5ページ、第7款分担金及び負担金についてであります。まず第1項分担金は、土地改良関係などの補正でありまして3,418万8,000円の増額、おめくりいただきまして6ページ、第2項負担金は、災害救助関係などの補正でありまして9,741万6,000円の増額となっております。

7ページ、第8款使用料及び手数料、第2項手数料につきましては、建築指導関係の手数料の補正であり、1,375万5,000円の増額となっております。

次に、8ページ、第9款国庫支出金のうち、第1項国庫負担金についてであります。第1目民生費負担金は災害救助関係の増、第4目土木費負担金は基幹河川改修事業の減、第6目災害復旧費負担金は河川等災害復旧事業の増などでありまして、補正額の合計は53億4,273万7,000円の増額となっております。9ページの第2項国庫補助金につきましては、国の事業費の確定等に伴う整理でございまして、第1目民生費補助金から、12ページ

まで進んでいただきまして、第11目総務費補助金まで、補正額の合計は89億1,189万5,000円の増額となっております。13ページ、第3項委託金につきましても、国の交付決定等に伴う整理でございまして、第1目総務費委託金から第7目教育費委託金まで、補正額の合計は1億7,792万8,000円の減額となっております。

次に、14ページ、第10款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、消費者行政活性化基金等の運用利息収入について22万1,000円増額するものでございます。

15ページ、第11款寄附金につきましては、これまでに民間団体等から寄せられた災害見舞金を計上するものであり、8,790万3,000円の増額となっております。

次に16ページ、第12款繰入金のうち、第1項特別会計繰入金につきましては、農業改良資金等特別会計などからの繰入金の整理であり、716万6,000円の減額となっております。

17ページ、第2項基金繰入金につきましては、復旧復興事業の財源とするための東日本大震災津波復興基金からの繰り入れの増などであり、54億8,465万8,000円の増額となっております。

次に、18ページ、第13款繰越金につきましては、平成23年度決算に基づく繰越金について79億6,638万1,000円を増額するものであります。

19ページ、第14款諸収入のうち、第4項貸付金元利収入につきましては、三陸鉄道運転資金等の貸付金の補正に伴う元金収入の整理であり、5億2,372万5,000円の増額となっております。

次に、20ページ、第5項受託事業収入につきましては、試験研究などの受託事業の実施に伴い整理を行うものであり、4億121万5,000円の増額となっております。

21ページ、第8項雑入につきましては、各種賠償金や災害弔慰金負担金の返還金等の整理でありまして、補正額の合計は、おめくりいただきまして22ページでございしますが、19億7,068万円の増額であります。

次に、23ページ、第15款県債につきましては、各種施設の整備や災害復旧事業に充てる県債のほか、臨時財政対策債などの負債額の整理でありまして、第2目民生債から、おめくりいただきまして24ページの第10目臨時財政対策債まで、補正額の合計は11億6,800万円の増額となっております。

以上、御説明したとおり、今回の補正に係る歳入総額は313億7,723万6,000円の増額でございまして。

次に、25ページをお開きいただきまして、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。まず、第2款総務費のうち、第1項総務管理費についてであります。第4目財政管理費は決算剰余金の確定に伴う財政調整基金への法定積み立て、第6目財産管理費は地区合同庁舎の復旧等の工事、第8目県外事務所費は東京事務所の移転経費でございまして、補正額の合計は69億8,516万円の増額でございまして。

続きまして、26ページ、第2項企画費についてであります。東日本大震災復興交付金

基金への積立金の増などございまして、補正額の合計は5億4,057万8,000円の増額でございます。

続きまして、27ページ、第4項地域振興費についてであります。第1目地域振興総務費は新しい公共支援事業費などの増、第3目交通対策費は三陸鉄道運営補助などの増、第4目国際交流推進費は国際交流推進費の助成額の決定に伴う整理でございまして、補正額の合計は、28ページに参りまして、5億7,887万1,000円の増額でございます。

続きまして、29ページ、第6項防災費についてであります。放射性物質の除去、低減技術の実証事業を行うものでございまして、1,040万1,000円の増額となっております。

続きまして、30ページ、第7項統計調査費についてであります。調査統計事務に係る国への償還金や、市町村事務費交付金の整理等を行うものでございまして、857万4,000円の減額となっております。

以上、第2款総務費の補正総額は81億643万6,000円の増額でございます。

次に、少し飛んでいただきまして36ページをお開き願います。第3款民生費のうち、第5項災害救助費についてであります。応急仮設住宅団地の排水対策などの経費のほか、被災者住宅再建支援事業費補助などを増額しようとするものでございまして、補正額の合計は13億9,423万7,000円の増額でございます。

さらに飛んでいただきまして、67ページをお開き願います。第9款警察費のうち、第1項警察管理費についてであります。第2目警察本部費は訴訟経費等の増、第3目装備費は自動車維持費等の整理でございまして、補正額の合計は3,547万円の減額でございます。

続きまして、68ページ、第2項警察活動費は、第1目一般警察活動費、第2目刑事警察費、第3目交通指導取締費の旅費や備品購入費の整理でございまして、補正額の合計は963万6,000円の減額でございます。

さらに飛んでいただきまして、74ページをお開き願います。第11款災害復旧費のうち、第1項庁舎等施設災害復旧費についてであります。被災した地区合同庁舎の防災情報通信設備の災害復旧工事等を行おうとするものでございまして、補正額は5億9,041万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**及川あつし委員** 2点伺います。まず、歳入については、4ページの、先ほど説明がありました地方交付税の関係であります。額の確定に伴う減額という説明であります。前回当委員会でお尋ねしました、国会においてまだ特例公債法案が可決していないことに伴う影響、その後内閣府や財務省からこちらのほうにもいろいろ情報の提供があると思うのですが、今回の補正に何らかの影響があるのかないのか。あとは、特例公債法案が可決しないことに伴う現在までの影響、前回の委員会からきょうに至るまでの経過について、1点お尋ねしたいと思います。

2点目は、27ページ、携帯電話等エリア整備事業費補助、今回1,994万円の補正という

ことではありますが、この中身についてお知らせいただきたいと思います。これは携帯電話の電波塔の建築等に対しての補助だと思のですが、特にこの補正によって、今年度、また今後について、何カ所が新たにエリアの対象となって、どのような事業が見込まれるのか。あとは、これによっていまだに通じないエリアがどういうふうになっていくのかということについても見直しをお知らせください。

○八重樫予算調製課総括課長 地方交付税の確定に伴います補正予算額の関係でございますが、今回の5億768万6,000円は、普通交付税が2,274億円で本県分が確定しましたので、当初予算に比較しまして12億円ほど減額となりました。そこを補正すると、震災復興特別交付税が当初予算額に比しまして7億円ほどの増を見込んでおりますので、合わせまして5億700万円余の減額の補正をするものでありますが、この普通交付税にしまして、特例公債法案の未成立に伴いまして地方交付税の執行抑制がかかっております。地方交付税は、4月、6月、9月、11月の年4回交付されることとなっております。先ほど申しあげました本県の2,274億円が4回にわたって交付をされますので、本来であれば9月に560億円の普通交付税が交付されるというところでありましたが、特例公債法案が未成立であることで執行抑制をするということで、3分の1ずつ支払うということで、1度目が9月10日に3分の1交付をされました。186億5,000万円余でございます。さらに10月3日に3分の1、186億5,000万円が交付されております。残りが11月に交付されるということで、これが本県に与える影響ということでございますが、資金繰りの関係でいいますと、現金、あるいは基金の繰りかえ運用等を含みましてさまざま運用をしている中で、支出等には影響がないところでございますが、一方で、出納局で基金運用をしておりますので、交付されない分、基金運用に回らない、基金運用をしないでそれを支払わなければいけないというところでの影響があるものでございますけれども、先ほど申しあげたとおり、本来9月に560億円交付されるものが、今のところ3分の1ずつ交付されているという状況でございます。現在のところ支出等、直ちに県の資金繰りに支障が生じているものではないということでございます。

○佐々木副部長兼地域振興室長 携帯電話についてのお尋ねでございますけれども、今回補正でお願いしておりますのは、西和賀町の柳沢地区1カ所の、携帯電話の鉄塔の設置に係る予算でございます。

また、携帯電話の不感地域の解消につきましては、これまで古いところからいきますと平成3年から平成24年まで155カ所、西和賀町で155カ所目でございますけれども、携帯電話の不感地域の解消を図ってまいりました。ただ、岩手県は広うございますので、まだ各市町村から23カ所の要望が出されておまして、これにつきましても鋭意国庫の事業等で解消を図ってまいりたいと思っております。また、光ファイバの敷設がさらに進むと、地域によってはさらに解消を図ってほしいという要望も出てまいりますので、23カ所、仮に解消を図ったとしても、箇所数はまたさらに、今後ともふえていくのかなと感じております。

○**及川あつし委員** ありがとうございます。では、先に携帯電話のほうからですが、私もずっと関心を持って取り組みをお願いしてきたところではありますが、リーマンショックの際の臨時経済対策債等による、あのときにかなり不感地域の解消をやられたと思うのですが、あれは本当に喜ばれています。特に本県の課題である、中山間地域とか過疎地に若者が定着しない、この問題も、インフラの一つの携帯電話が最低限の条件だと思うのです。前にも引用させていただきましたけれども、せっかく孫とかが盆、暮れに帰ってきて、携帯電話がつながらないから泊まらないとか、本当は中山間地域に戻って生活をしつつ通勤したいのだけれども、携帯電話がつながらないから仕事にならんということで戻れないという環境も多々あります。これを解消するためには、最低限のインフラだということで、もちろん通信事業者がみずからやるのが本質だと思うのですが、多分その速度には、待てられない部分があると思いますので、さらに声を大にしてこの点については進めていただきたいと思っております。

あと、要望箇所が23カ所ということですが、恐らく市町村でも、本当はお願いしたいけれども要望を出していないというところがかかなりあると思うのです。前回県内でかなり大量にやった際も――盛岡市でも4カ所だけ採択いただきましたけれども、あの際も実は絞り込んでお願いをして採択してもらったという経過があって、これは盛岡市だけではなく市町村全体で、まだまだというよりも、まだまだ、まだまだ、まだまだ要望箇所があると思いますので、何かしらの補助事業の創設も含めて、さらに事業効果を発揮していただきたいと思っております。所感があれば後で伺いたいと思っております。

あと、地方交付税の関係であります、当面影響がないということでもありますけれども、額的にいっても既に270億円ぐらいのキャッシュフローがおくれているということになれば、運用という意味でもかなりの影響額が出ると思うのです。困っている現状についてはしっかり政府に伝えていただきたいと思うところでもありますし、これまで全国知事会などから政府に対して要望を出しているのかどうか。あとは、本県としてもこの問題について、政府に対して要望を出しているのかどうか。出しているとすれば、その中身についてもお知らせいただければと思います。

○**佐々木副部長兼地域振興室長** 携帯電話についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、まだまだ生活面、防災面、または若者の定着というか、そういう面で携帯電話のエリアを拡大していくべきと私どもも考えておまして、今、通信事業者は、どちらかというと通信のスピードを上げるための容量の確保のほうに走っておりますけれども、岩手県とすればまだまだエリアの拡大が望まれておりますので、通信事業者に働きかけてまいりたいと思っております。また市町村によっては、先ほどもありましたとおり、みずから光ファイバ等を敷設して、というところもございますので、そうしたインフラも活用しながら、できるだけ隅々まで携帯電話が届くように、我々も今後とも努めてまいりたいと思っております。

○**八重樫予算調製課総括課長** 全国知事会等から、地方交付税の執行抑制につきましては、

特に財政力や資金調達力の弱い市町村に十分配慮して、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、という要望をしているところでございまして、それを受けまして、市町村分の地方交付税、普通交付税につきましては、従来どおりの交付となつて、都道府県分のみ執行抑制がかかっているところでございます。

本県といたしましても、先日交付税検査がございまして、総務省からも職員等の皆さんにおいでいただきました。その際、あるいは財務調査官ヒアリング等がございまして、私が本省に行った際にも、普通交付税全額を速やかに交付するよう伝えておりますし、それぞれ機会を捉えて要望しているところでございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○久保孝喜委員 私は、交通対策費についてお尋ねをしたいと思います。今般の補正で補助金の計上と貸付金が出ております。三陸鉄道については、当該の三陸鉄道の皆さん方が大変な努力をされて、困難な状況の中で日々闘われているということはそのとおりであります。開通までの間、極めて困難な経営状況が続いていくわけですので、今回の補正のように、当然今年度だけの補助で事足りる話ではないのだろうと思いますが、担当課としては、開通までの経営支援というか、そういう補助も含めて、どんな見通しを持っておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○野中交通課長 三陸鉄道につきましては、平成26年4月に全線開業ということで工事が進められております。ただし、この平成23年から平成25年までの3カ年につきましては、一部の区間のみでの運行ということで、どうしても運輸収入等が震災前に達しないということで、今後、今年度もそうなのですけれども、この平成23年、平成24年、平成25年に見込まれている赤字の部分、その部分についての支援は必要だと認識をしております。

また、運輸収入が減少しているということでございまして、資金繰り上も非常に逼迫している状況もございまして、必要な額については運転資金の貸し付けも、この3カ年の間には必要になってくるのかなと考えてございます。

○久保孝喜委員 そうした支援については、おおむねどの程度の支援規模といえますか、想定をされているのか。もし今の時点で考えがあればお示しをいただきたい。

○野中交通課長 3カ年間の全体の支援額については、まだ十分吟味はしていませんけれども、今年度におきましては、平成23年度決算で損失額が確定しましたので、この4,300万円余。それから、平成24年度の決算見通しも出されておりますので、これでは9,000万円弱の赤字になるのではないかと会社では見込んでおりますので、確定されれば相当額の支援が必要になるのではないかと考えております。

○久保孝喜委員 当然のことながら、三陸鉄道の経営の問題は、単に会社の安定的な継続というだけにととまらず、被災地の復興というところに直接リンクしている話ですので、十分な支援体制というのは当然必要なわけですね。したがって、これからの支援計画なるものを当該事業者とあわせて、どういうシミュレーションをしていくのかということ、財政上からしても必要だろうと。早急にそういう支援計画のあらましを、体系を立てるべき

だという意見を申し上げておきたいと思います。

そこで、ＪＲ東日本の問題が大変厳しい状況になっているわけです。この三陸鉄道の開業までの間にＪＲ山田線が復旧になるのかどうかということについては、かなり悲観的な見方というのが実は出ているわけです。なおかつ、ＪＲ東日本の側が復旧そのものに対して言明していないという環境の中では、三陸鉄道が開通したにしても、それでは北と南に分断されている三陸鉄道の経営がうまくいくのかどうかと。開通までの間の支援はあっても、仮に開通した後で、経営として分断された状況の中でどういう経営が成り立つのか、あるいはどういう阻害要件が経営にかかわって出てくるのか、その辺の具体的な圧迫要因みたいなものをきちんと整理して、かつそれをクリアするためにはどうするのかという、次の段階での経営支援というのが私は出てくるのだろうと思います。

しかも、この経営支援は、県の予算で措置するという限りにおいて、県民負担なわけですよ。その県民負担がどういうことになっていくのかという具体的な数字を示すことで、ＪＲ東日本に対する社会的責任を求めていくという、そういう姿をつくっていかねばならないと私は思っているわけですが、そういう三陸鉄道開業後、ＪＲが不通のままという前提のもとで、どういう経営に対する圧迫要因が生まれてくるのか、この辺の見方、あるいはその見通しというものについてお示しをいただきたい。

○野中交通課長 委員御指摘のとおり、ＪＲの復旧については、現時点では見通しが立っていないということで、また実際に復旧するに当たっても、最低３年はかかるということでございますので、三陸鉄道の全線復旧とＪＲの復旧というのは、どうしても時期がずれてくるということで認識しております。これに伴ういろんな影響というものにつきましては、特に観光客の誘客の問題とか、そういったものに大きな影響が出てくるのかなという認識をしております。ただ、現在、昨年会社で今後の１０年間を見据えた経営計画の骨子を立て、ことしは会社の内部に経営戦略のプロジェクトチームを設置し、平成２６年度以降の、全線再開した後の経営をどういうふうに進めていくかというものを、県も市町村も入って今検討を進めております。

そういった中で、肉づけ等はまだまだされておらないのですけれども、地元の地域利用につきましては、ダイヤとか運行本数等をニーズに合わせた形で対応する。それから、誘客につきましては、今までは首都圏からの誘客を中心にやってまいりましたけれども、これに加えて近いエリア、例えば岩手県内の人口は内陸に８割が居住しておりますし、八戸市あるいは仙台市という日帰り圏でもございますので、こういった近場のエリアをターゲットにした誘客というものに焦点を当てながら、今検討を進めているところでございます。

○久保孝喜委員 最後に政策地域部長にお聞きしたいのですけれども、こうしたＪＲの復旧見通しが立たない中で、一方では県費を投じて三陸鉄道を守っていく、支援をしていくという姿は、復興にとっても、地方と国との関係、あるいは地方と大手鉄道会社との関係を含めて、極めて不正常的な動きという経過が今まであるわけです。残念ながらＪＲ東日本が復旧見通しについて言明をしていないという状況の中で、私は県として、被災県として、

被災地リスクをこれ以上ふやすべきではないという立場で、具体的な数字をもって国やJR東日本側に迫っていくという、そういう姿勢が求められている時期なのだろうと思います。

加えて、復興調整会議なるものが、5月以降ですか、開かれていないという状況の中では、BRTというところに焦点が当たって、大船渡市以南については一定の動きがあったわけですが、JR山田線に関しては全くないという状況、ある意味ではほとんど議論の場から外されてしまったかのような、そういう事態が今も続いているわけです。そこにどういう迫り方をしていくのかということが私は迫られていると。被災地の自治体、そして被災地の住民、これ以上リスクを大きくするようなことをしないための手だて、あるいは動きというものをどのように考えているか、この際お示しをいただきたい。

○中村政策地域部長 ただいまJR山田線等のお尋ねがございました。復興調整会議につきましては、5月以降開催されていないということになってございますが、JR大船渡線でBRTを受け入れということを踏まえて、今国にも要請をし、今月中にも復興調整会議を開催する方向で、現在調整をしていただいております。

そういった場等も通じながら、JR東日本側、また国土交通省側にも、JR山田線についてはできるだけ早期に鉄道を復旧していただくと。これが地域の人たちの足にもなっていますし、また地域の大きな産業の柱でもある観光にとっても、大きな基盤という位置づけもございますので、我々県としても地元市町村と一体になりながら、JR東日本側にも強く――先ほど具体的な数字を提示しながらというお話もございましたが、それにつきましても三陸鉄道の経営計画を踏まえながら、そういった数字を提示してJR東日本側と交渉してまいりたいと考えてございます。

○工藤勝子委員 救助費についてお尋ねいたします。応急仮設住宅に追いだきの追加工事、物置小屋の設置ということで、補正予算が4億4,300万円余計上されております。合計で104億5,000万円にもなるわけですがけれども、4万戸以上の人たちが仮設住宅に入居されているという中で、希望によって追いだきを設置するというお話でございましたが、現在どれくらいの希望で、何%ぐらいになったのでしょうか。それから、現在の工事状況、物置の設置についても同時にお尋ねいたします。

○鈴木生活再建課総括課長 応急仮設住宅における追いだき機能等の追加の希望等の状況につきましてお答えをさせていただきます。まず、9月30日現在ということでございますが、応急仮設住宅の中の追いだき機能の追加希望戸数につきましては、8,384戸でございます。このうち工事が完了いたしておりますのが7,996戸ということで、完了率につきましては95.3%という状況でございます。物置につきましては、希望戸数が1万1,030戸でございます、完了が9,035戸でございます。完了率が81.9%という状況でございます。

各市町村とも、被災者の方からの希望に加えまして、今後必要とされる戸数をあらかじめ工事するというところでも取り組んでいただいているところでございます。当初希望のものにつきましては10月中に完了するというところでもございまして、今月いっぱい申し込みをし

ていただいております、11月、厳冬期前には完了するという予定になっているものでございます。

○工藤勝子委員 それでは、現在の入居状況はどうなっているのでしょうか。あいているところもかなり出てきて、住宅の再建もぼつぼつ出てきましたので、多分出られている方々もあるのだらうと思います。そのあいている状況、それからあいているところをどう活用しようとしているのかお尋ねいたします。

○鈴木生活再建課総括課長 応急仮設住宅の入居状況ということでございますが、本会議でも、今までも復興局副局長から御答弁させていただいております。9月3日現在ということでございますが、完成戸数1万3,984戸に対しまして、入居戸数が1万2,897戸でございます。差し引き、被災者の方が入っておられないのが1,087戸でございます。この活用状況についてでございますが、一番多いのは応援職員等の宿泊施設として444戸、仮設住宅内の談話室ということで75戸、倉庫、物置ということで29戸活用しております。空室のままというものが539戸という状況になっているものでございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。今後もあいているところの活用方法をどのようにしていくかと、どんどんあいてくるのだらうと思っておりますけれども、その件について。

それから、この前聞いたときに、結局前に使われた給湯器は廃棄処分というか、リサイクルに回るといってお話でしたね。例えば予算の中にそういう部分も含まれているのかどうか、その状況はどうなっているのかお聞きいたします。

○鈴木生活再建課総括課長 応急仮設住宅の空室につきましては、各市町村、各自治会に有効活用をお願いしているところでございます。市町村とすれば、誰か転入される方もいらっしゃるもので、そこは一定のあきを確保するという状況の中で、それぞれの団地の自治会等におきまして、先ほど申し上げたような談話室の活用であるとか、倉庫の活用であるとかということで、有効活用していただいているということでございます。

2点目のリサイクルの状況につきましては、それにかかる経費も勘案した上で工事費を算定しているということでございます。

○工藤勝子委員 最後です。例えば世帯人数が多くて、狭いところに多く入っている中で、あいている部屋を寄せるとか、今後ですよ、寄せて、そして1世帯に二つとか三つを貸し出すとかというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 これまでも空き住戸の有効活用のイの一番は、被災者の皆さんに活用していただくということでございますので、団地の空室につきましては、今委員仰せのとおり、被災者の方が大家族、大人数世帯だという場合につきましては、複数戸を使っていただくという考え方を基本としているものでございます。ただ、なかなか同じ団地内で見つからないであるとか、そういう事情もありまして、いずれ基本的に被災者の方に使っていただく。あいている場合については、被災者の方を支援するという形で使わせていただくということでこれまでも進めておりますし、これからも住宅再建に伴いまし

て、ますます空き住戸がふえてくるということでございますので、どんどん被災者の方に御活用いただきたいと考えているところでございます。

○**工藤勝子委員** 最後に。応急仮設住宅は、国に対して1年延期を求めて、それが認められていると思っています。だけれども、なかなか住宅再建が進まない中で、今後3年では— あしたでちょうど1年7カ月になるのですけれども、進まない中で3年では、多分応急仮設住宅を出られない人たちもあるのだらうと思うのです。阪神・淡路大震災でも7年ぐらいたった人もいたというような情報もありましたが、今後国に対してどう働きかけていくのかということをお聞きいたします。

○**鈴木生活再建課総括課長** おっしゃるとおり、住宅再建につきましては、昨年10月に県で策定いたしました基本方針に基づきまして、また先般公表いたしましたロードマップに基づきましても、まちづくり、住宅再建には長期の時間がかかるというものでございます。そういう状況の中で、県といたしましては、そもそも複数年間の延長をお願いしてきている中で、国では1年間の延長ということでございますので、今後とも引き続き国に対しては延長をお願いしていくということでございます。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

○**伊藤勢至委員** JR山田線についてお伺いをしたいと思います。いろんな情報を公にしまうことがいいことなのかどうかわかりませんが、余り心配ムードが先行してしまうのもいかなという思いから、私が聞いた二つ、三つの情報をもとに推測をしながら、岩手県としても、相手は民間会社のJR東日本でありますので、国鉄時代であれば全部国費でやったのだと思いますが、今は民間ですので、民間のお金を当てにする部分もあるのだらうと思ひまして、ちょこっとお話をさせてもらいたいと思ひます。

JR東日本の新しい社長が決まりました際、岩手県選出の国会議員団にご挨拶に歩いた際に、やはりJR山田線については前向きにやっていたいかなければならないのではないかなというようなお話をされたということの一つ伺っております。そして、8月末か9月初めだったと思ひますけれども、宮古駅、釜石駅、盛駅、気仙沼駅をリニューアルする、そういう指令が出たようでありまして、現在宮古駅のリニューアルは手をつけております。

したがいまして、私は、これはいいほうの動きにつながるものではないかと思ひまして、野中交通課長に、情報を集めて、どういう動きなのかを確認したほうがいいよと連絡をいたしました。私自身は、宮古駅は見ていますけれども、ほかの駅を見ていませんので、そういったところをまず見て、いろんなルートで、どういう動きの流れの中のリニューアルなのかを確かめるべきだと思ひたからであります。それについてはどのようにされたでしょうか。まずお伺いをします。

○**野中交通課長** 宮古駅等のリニューアルということで、JR東日本からの情報を確認しております。現在、宮古駅、釜石駅、盛駅、宮城県の気仙沼駅と、この4駅でリニューアルの工事を始めていますと伺っております。このリニューアルにつきましては、まずは被災地の顔である駅のにぎわいを創出する、あるいは復興の支援という観点から今回リニュー

アルを進めるということで伺っております、直接的に鉄道の復旧にリンクしているというところまでは確認できなかったところでございます。今後駅としての機能を発揮する上で非常に明るいニュースではあるのですが、いずれ鉄道復旧については、今後JR東日本と復旧に係る課題等についてしっかりと詰めながら進めていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 情報を収集する際に、いろんな情景を考えながら集めていくべきだと思います。例えばいろんな思惑がありながら、ある作戦に乗っかってやっているのをダイレクトにその根っこに情報を求めてイエス、ノーを聞くというのは、一番まずい情報収集の仕方でないかと思えます。

仮にJR東日本が、ぜひ復興してもらいたいわけでありましてけれども、宮古駅の裏側、宮古高等学校側にはJR東日本の清算事業団が持っております相当広大な土地があります。中には1カ所パチンコ屋がありますけれども。こういったときに、仮にJR東日本が復活をするといった場合に、JR東日本が持っている遊休資産を県が買い上げて、そしてそこに県の施設を建てるというのは、JR東日本が復興する際の資金源にも十分なり得る、やりとりができるものと、私はそう思いまして、県にもあそこに宮古市役所を持ってくるべきだと、そして現在の宮古消防署も同じく持ってくる、いや、宮古市役所を宮古消防署に持って行って、宮古消防署と宮古警察署を宮古駅の裏に持ってくるべきだということを選挙前に話した経緯があります。それは、JR東日本の復興を支援するために遊休地を県が所有した上でやっていく、これは可能ではないかと思いましたが、突然宮古市が市役所を現在の宮古駅裏に移転する計画を立てたいと、こういう話になってきました。1年半たってからです。宮古市役所前近辺の東北電力、NTT東日本、岩手銀行などは、多分宮古市役所は現在地のままで復旧するのだろうという思いから事業再開をしたのだと思います。したがって、宮古市役所は現在地に残る、あるいは残らないでJR東日本の清算事業団が持っている土地のほうに移転するというふうになりますと、何だ、宮古市の中心が向こうに移るのかということで、余りいいことになっていないのではないかと、今実は思っております。

岩手県が最初につくりました復旧・復興ロードマップ——6月に示されて8月に成案になったものの中には、公共の、例えば市役所であるとか、学校であるとか、そういうところは冠水しないところに移すというのが第1条に書いてあったわけでありまして、私は当然宮古市役所は移るものだと思っていました。しかし、今現在、宮古駅がリニューアルになってきたというのは、私的には布石の一つであって、お金を最大限かけないような経済ルートを目指しているのではないかと思います。

そうした中で、私が選挙前に言った中には、小山田橋も流されてしまいました。したがって、鉄橋を恐らく上流側に位置させてくる計画があるかもしれない。そうしたら、煙突山——ラサ工業の山を越えていった宮古市道と線路を取りかえて、そして磯鶏駅をもう少し岩手県立大学宮古短期大学部側に持って行って、駅の名前を宮古短大駅とする、こういう提案もしてきたところであります。磯鶏地区には、岩手県立大学宮古短期大学部、そし

て国立の海上技術短期大学校と大学が2校あります。そして高等学校が二つと中学校、小学校がある。こういうことから、磯鷄駅は、これから若者のまちがつくれる、そういう思い切ったグランドデザインをつくっていくべきであるということも提案してきているつもりではありますが、今回JR東日本が駅舎をリニューアルしつつあることを含んだ中で、もうちょっとJR東日本と、あるいは宮古市も県も一番いいことはどの方向なのかという話を、膝を詰めた話をやっていくべきだと思うのですが、いかがでありますでしょうか。

○中村政策地域部長 今伊藤委員からお話がありました。我々も駅のリニューアルのお話はお伺いしておりました。実は、JR東日本側とも、水面下では復旧についてのいろんな交渉というかを何度かさせていただいておりました。JR東日本側としては、基本的には原形復旧分については負担をしてやる用意はあるのだけれども、今、各市町村でまちづくりの計画がいろいろ進められている中で、場合によっては一部ルートが変更されるとか、路盤をかさ上げしてほしいという市町村サイドからの要望といいますか、そういったこともあって、そういったところとの調整、財源負担がJR東日本側としては一つのハードルになっておるといったお話もお伺いしております。

今伊藤委員からお話のあった、そういった大きなまちづくりの観点も含めながら、JR東日本に対してしっかり交渉していくべきという御趣旨と承りました。我々としても、今後また引き続きJR東日本側と交渉していく際には、そういったところも十分踏まえながら交渉して、できるだけ早期の鉄路再開というところにつなげてまいりたいと考えてございます。

○伊藤勢至委員 宮古駅のありようにつきまして、議論の中に、もしそういったチャンスがあったならば、南口をぜひ設置していただきたい。宮古市が取得をしてやろうが、県が取得をしてやろうが、つまり宮古高等学校に通う生徒は一旦北側において、ぐるっと回って学校に行くのです。したがって、南口があったほうが宮古駅そのものの利用にも利便性が高いということだと思いますので、それを県であれ、市であれ、議論していただければと思います。

それから、これまで何度もしゃべってきましたが――古い話になって恐縮ですが、若い方にはぜひ覚えていただきたいのですが、盛岡と大宮間で新幹線が暫定開業して、今度は上野に延びて東京につながったと。そして、今度は盛岡から八戸、秋田と延伸をする際に、岩手県も秋田県も青森県も1,000億円のお金を負担させられている、これは絶対に忘れてはいけないことだと思います。そして、青森の先の北海道に行くお金は、前にも一般質問で言いましたけれども、北海道開発庁の予算でやっていくわけありますから、岩手県、青森県、秋田県が1,000億円負担をしたというのがどこからも返しがこないのですね。そういうことを、過去にあったことをぜひ頭の中に置きながら、しかし残念ながらJR東日本は民間会社でありますので、国からダイレクトにお金をやるということはなかなかできないでしょうから、ひょっとして、迂回融資にならないような合法的な方法を考えて今水面下でやっているのかなと期待をしている部分もありまして、そういったことから、ぜひ

J R山田線の復旧について、当然八戸から仙台まで一直線で結ばれるのが一番いい方法だと思っておりますが、徐々にやりながら、最終的には一気通貫を目指すということでもいいのでありますけれども、大きな目線の中でお考えいただきながら、情報収集をしていただいて、前に進んでいただきたいと思いますというふうに終わります。

○城内愛彦委員 復興ネットワークづくり推進費についてお伺いしたいのですけれども、説明資料をいただいたものに、復興状況を発信するフォーラムを行うものとするということなのですが、もうちょっと具体的なものがわかればお示しをいただきたいと思います。

○宮総務課総括課長 この事業につきましては、大震災津波からの復興をオール岩手で進めていこうという観点からのネットワークづくりを進める事業でございます。したがって、この中で復興フォーラムの開催を予定してございまして、これにつきましては県内の復興フォーラム1回、県外、首都圏等のフォーラムを2回開催して、県外に本県の復興状況等を発信していくという位置づけで開催しようとしたということでございますし、県内フォーラムにつきましては、さまざまな復興にかかわっている各団体の情報交流の場として開催しようということですので今計画しているところでございます。

○城内愛彦委員 大体はわかったのですけれども、補正で出てくるということは、場所ももうそろそろ決めているのかなど。もうちょっと具体的な場所も含めて、これは確かに被災した方々は多くの応援、支援をしていただいたと、そのことを情報発信するというのは大事なことでありますけれども、この辺もうちょっと被災をした方々にもわかりやすい形で、多分これからお示しをしていくのだらうと思いますが、具体のものがあって補正だと思うのですけれども、その辺を詳しくお伺いしたいと思います。

○宮総務課総括課長 県内フォーラムにつきましては、今回沿岸地域を想定して現在会場を検討しているところでございます。時期といたしましては、県内フォーラムは12月中旬を目途に開催するというところで鋭意検討しているところでございますし、県外フォーラムにつきましては、年明けになりますけれども、1月、2月の開催を目途に、首都圏と関西圏で開催するというところで、現在計画を進めているところでございます。

○城内愛彦委員 少なくない予算なので、うまく活用して情報を発信していただきたいと思います。

あわせて、前のページで、8億円その他というところなのですが、復興に向けた多様な主体の活動を共有する仕組みの構築や情報発信により復興の推進や支援、参画の促進を図るというのは、これはどういう、これだけで8億円ではないと思うのですが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。いただいた資料の12ページです。

○五日市王委員長 提出予定議案等説明会のときですね。

○城内愛彦委員 はい。

○宮総務課総括課長 手元に資料がないのですけれども、今委員からお話のあった、同じ復興ネットワークづくり事業の関係の情報システムの部分ということとすればですけれども、情報システムの部分については、インターネットの中で、被災地のニーズですか、

情報、各団体の活動状況等の発信を行うという部分でございます。この事業と先ほどのフォーラムの開催を合わせて3,800万円余を今回計上しているということでございます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 今城内委員からお話があったのは、復興に向けた三つの原則に係る区分ごとに今回の補正予算額を整理したもので、安全の確保は113億円、暮らしの再建は22億円、なりわいの再生は80億円、その他8億円の、その8億円を指しておられると思いますが、その他の中には今説明のあったもの以外に、今回復興交付金が3次まで決まりまして、復興交付金を基金に積み立てていたしております。それが5億円あたりしまして、それをその他に分類しているために、約8億円——正確には今回7億6,500万円をその他に分類しておりますが、そういったものを含んだ金額でございます。

○**城内愛彦委員** 今の説明で十分にわかりました。いずれ被災地の方々、震災から1年7カ月たって、風化してきているのではないかと。盛岡に来させてもらって、被災地の方々との生活の温度差というのが如実にあらわれていますので、ぜひこの機会に、特に関西圏の方々にはしっかりと被災地の状況というのを発信してほしいし、今後も忘れないでほしいという意味でも有意義なことにしていただければと思います。

あと、もう一点お願いしたいと思います。先ほど工藤委員から応急仮設住宅の質問があったのですが、今回排水工事対策等という文言が入っているのですが、排水工事をする箇所というのは何カ所ぐらいを想定しておるのでしょうか。

○**鈴木生活再建課総括課長** 応急仮設住宅団地内の排水対策についてでございますけれども、実施団地数を当初50団地と想定しておりましたが、各市町村から聞き取りをいたしました結果、106団地ということで、ふえた関係で、今回増額補正ということでお願いしているものでございます。

○**城内愛彦委員** いずれ応急仮設住宅が建っている場所というのは、決して条件がいいところではないというのは御存じだと思います。今後も多分そういう意味での排水対策も含めてふえてくると思います。長丁場になるというのは、委員皆さんから指摘されておりでありますし、3年で出られない状況というのはもう既にわかっている方々がたくさんいますので、ぜひその方々に対するフォローアップ、3年たったからもうそろそろ出る時期ですよというのを多分1回は聞き取りなり、アンケートなりはするのだと思いますけれども、その際も優しく対応していただければと思います。

○**鈴木生活再建課総括課長** 委員仰せのとおり、応急仮設住宅における被災者の皆様方の生活につきましては、長期ということが想定されるものでございますので、住環境の整備につきましては、市町村ともども一生懸命取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔及川あつし委員「関連」と呼ぶ〕

○**及川あつし委員** 今城内委員の質疑で気づいたので、さらにお伺いしますが、フォーラムを3回やるのに4,000万円近くかかるのですか。中身について具体的に示してください。多分これ、広告代理店かどこかに投げて、それでやるというような事業趣旨かと思うので

すが、ちょっと詳細の積算を出してください。

○宮総務課総括課長 今回のネットワークづくり事業は3,800万円余の中で、復興フォーラムの開催につきましては3回で、予定額で委託料2,000万円、そのほか需用費6万円余、旅費として170万円余ということでの予定経費になってございます。(及川あつし委員「これは3回分」と呼ぶ)

○八重樫予算調製課総括課長 今及川委員から御指摘のありました3,887万3,000円という事業費の中には、被災地のニーズと支援可能なシーズをマッチングするためのウェブ情報システムの構築という事業が1,648万7,000円ございますので、復興情報発信フォーラムのほうは、今答弁したように2,238万6,000円となっているものでございます。

○高前田理事兼副局長 ちょっと補足をさせていただきます。まずこの事業につきましては、国の復興調整費を活用させていただいております。復興調整費を活用いたしまして、総額3,800万円余で事業を行うわけでございますけれども、内容が二つございます。一つは、いろいろ御指摘をいただいております情報発信フォーラム、これは特に震災の風化というようなことに対応するため、首都圏、関西圏でフォーラムを開催するという。それから、被災地、特に沿岸部におきましては、いろいろと復興に携わっている方々のさまざまな交流の場としての意味合いを持つフォーラムとして開催しようとするものでございます。

それから、最初の情報システム系につきましては、これは大きく二つの柱がございます。一つは、さまざまな支援活動に携わっていただいております各団体の活動情報のデータベースでありますとか、それから被災地でさまざま必要とされている支援情報、そういうもののデータベースでございますとか、活動支援をするためのデータベースとして、支援リソースを登録するようなデータベース、こういうものを構築いたしまして、さまざまな支援活動に携わっている方々が情報交流、そしてマンパワーも含めたリソースの交流、交換をするというようなものでございます。

それから、もう一つは、アーカイブシステムというものも構築の中に予定をしております。これは、こういった復興活動をしていただいている団体の具体的な活動情報というものを記録していくということ。それから、被災情報につきましても、被災地域ごとの被災情報のデータベースというものを構築したい。これは、当然画像であるとか、音声であるとか、動画であるとか、そういうものを含めた総合的なアーカイブシステムを構築しようとするものでございまして、こういったものが国の復興交付金事業の要件でございます先進性、モデル性というものの評価をいただきまして、今回採択いただいたということでございます。

○及川あつし委員 いろいろ御説明ありましたけれども、先進性もあるのかもしれませんが、今政府の復興予算19兆円の被災地以外への流用的な話が社会問題になってきていて、この復興の事業費についても、予算の効率化ということを今後やっていくというようなときになっていると思います。そういうときに、フォーラム3回で2,000万円、ウェブの構

築が1,600万円、これは理解されないと思うのです、僕は。多分この金額を算定するに当たって、広告代理店からいろいろ見積もり等を出させてこういう金額になっていると思うのですけれども、仮にこれの予算を通したら、この後どうするのですか。競争入札をやるのですか、随意契約をやるのですか、どういう形になっていますか。

○宮総務課総括課長 システムの構築につきましては、一般競争入札、もしくは指名競争入札。フォーラムにつきましては、企画コンペの方法で進めていくということにしております。

○及川あつし委員 まさかあらかじめ決まっているわけではないですよね、業者が。確認のために伺います。

○宮総務課総括課長 そういうことはございません。

○及川あつし委員 いずれにしても、繰り返しになりますが、フォーラム3回で2,000万円、ウェブの構築で1,600万円というのは、いかに政府の事業採択があつて復興調整費がついているといえども、私はちょっと厳しいと思います、中身として。県民に理解できるように、執行の面についてはしっかりやってください。我々はきっちりウオッチしていきますので。予算については、おおむねの趣旨は了としますけれども、この予算が適当な額であるとは思いません。よって、執行の段階でしっかりやっていただきますようにこの点については要望しておきますが、所見があれば伺います。

○高前田理事兼副局長 震災の風化ということが今大変問題になっておりますし、それから被災地に直接入っていろいろ活動していただいている各団体の情報交換、交流ということも大きな課題になっております。そういった意味から、今回事業を実施する内容につきましては、さらに内容をしっかりと精査いたしまして、真に意味のある事業になるようにしっかりと取り組んでまいります。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔工藤勝子委員「関連」と呼ぶ〕

○工藤勝子委員 この3回行われるフォーラムですけれども、ぜひ議員の皆さんに、参加する、しないにかかわらず、いつ、どこで、どういう場所で、どういう内容でやるかというチラシみたいなものを配付していただければいいのではないかと考えております。この間、遠野市で、ふるさとフォーラムとかというのがあったのですけれども、皆さんにはちゃんと、出席するよという情報が入っているでしょうと遠野市長に言われたのです。いいえ、聞いていないのですがと言ったのですね。それで、遠野市から前の日だかに案内が入ってきて参加したわけですけれども、そういうことのないように、例えばせっかくこのぐらいのお金をかけてフォーラムをやるのならば、ぜひ情報を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮総務課総括課長 開催に当たりましては、広くそういった形で広報するように努めてまいりたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**及川あつし委員** 先ほど質疑でも若干申し上げましたが、今回の議案に対しては、全体として了として賛成はいたします。ただし、後日、私どもも賛成した瑕疵を問われたくありませんので、特に先ほど質疑がありました復興ネットワークづくり推進費 3,900 万円余の中身につきましては、事業執行の段階で予算の効率化をしっかりと図っていただきたいと思ひますし、フォーラム 2,000 万円、ウェブの構築 1,600 万円、これに対してしっかりと県民説明ができることをやっていただきたいという意見を付して賛成の討論とします。

○**五日市王委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号地方自治法第 8 条第 1 項第 4 号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**紺野市町村課総括課長** 議案第 14 号地方自治法第 8 条第 1 項第 4 号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その 2）の 1 ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜、お手元にお配りしております条例の概要により御説明を申し上げます。

それでは、条例の概要をごらんいただきたいと思います。第 1 に改正の趣旨でございますが、本条例は市となるべき普通地方公共団体が備えていなければならない要件を定めたものでございますが、条例の制定から 60 年以上が経過し、条例制定時とは社会経済情勢が大きく変化しておりますことから、その要件を改めますとともに、あわせて所要の整備を行おうとするものでございます。

改正の考え方についてでございますが、官公署の統廃合や民営化、道路網及び通信網の整備、情報化の進展、人口減少社会の到来などの社会経済情勢の変化によりまして、都市に必要な施設も変化してきてございます。また、市として必要な財源確保のレベルや経済活動にも着目して、市となるべき普通地方公共団体に最小限必要な基準を都市機能と行政機能の二つの視点をもとに整理し、改正を行おうとするものでございます。

第 2 に、条例案の内容でございますが、市の要件につきましては、表の 1 から 9 までに

掲げておりますとおりでございますが、各号ごとに説明をさせていただきます。1、官公署が5以上設けられていることにつきましては、官公署の統廃合や民営化、道路網等の整備によりまして、一つの市の区域に複数の官公署が存在する必要性が低下してきておりますことから、削除するものでございます。

次に、4、上水道、下水道、軌道またはバス事業等の事業を1以上経営していることにつきましては、上下水道が既に県内各市町村、一部事務組合において運営を図っていること。また、軌道、バス等も市が経営する必要がないことから削除するものでございます。

次に6、住民1人当たりの前年度予算総額が他の市と比しておおむね遜色がないことにつきましては、各団体の財政構造や市と町村の事務事業の内容が異なる中、単純比較することは困難でございまして、基準として適当と言いがたいということから削除するものでございます。

次に8、商工業に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が最近5カ年間増加の傾向にあることにつきましては、地方自治法に商工業従事者及び同一世帯員の数が人口の6割以上という要件がございまして、住民の経済活動の動向等はそちらの規定で判断可能と考えますことから削除するものでございます。

次に9、病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられていることにつきましては、劇場、映画館等につきましては、住民の余暇活動が多様化していること等により、市の区域に設置される必要性が低下しておりますことから、この部分を削除するものでございます。

その他の要件につきましては、要件として適当と認められますことから残すこととするとともに、今回の見直しの機会に合わせて文言を一部修正する等、所要の整理を行うものでございます。

第3に、施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 簡潔に1点だけ。提案されている条例については、趣旨を了として賛成はいたしたいと思えます。きのう、小野寺好議員の質疑にもありましたけれども、できればもっと早くやってもよかった内容かなという感じがいたしております。確認は、きのう中村政策地域部長の本会議における質疑の答弁で――滝沢村を想定した質問だったと思うのですが、いわゆる連担率の問題、あとは市街化区域の関係の答弁がありました。不明だったのは、今回は、国の所有している、具体的に言えば東北農業試験場だと思うのですが、とか、あとは県立大学とか、そういうものがあるので、それを除外したことによって市の要件に適合したという特例的な話なのか、政府で、きちっと政令、省令等で連担率等を算定する場合はこうしろと明確に数字が出ているのか。その点について、今後さまざまな市の編入等の議論にも関係してくると思えますので、念のため伺います。

○中村政策地域部長 きんのう小野寺好議員の質疑で答えをいたしました。きのうの答弁

は、若干舌足らずの面がありましたが、滝沢村については国及び県の農業関係の試験研究機関があるということで、基本的には総務省との協議の結果、あの試験研究機関についても都市施設の一つと見なすと、あれを含めて全体的に市街地を見るということで、そうすると巢子地区と、あとは役場がある地区とか、そういった部分全体を一つのつながった市街地と見るということで、地方自治法の要件である6割という基準をクリアするということです。今回特例的に扱うということではなく、そういった国ないし県の公的な試験研究機関については、都市的な施設と見なすと、そういう見方をするのだということで、クリアするということで確認をいただいております。

○及川あつし委員 その答弁でわかったのですが、これまでもずっと滝沢村については今の問題で、だめだ、だめだ、だめだと言われてきて、今回こうなったということは、粘り強く交渉した経緯なのか、考え方が変わったのか、再度経過を確認させていただきたいと思えます。

○中村政策地域部長 かつて確かに、ああいう試験研究機関があるということで、連担率がクリアしないのではないかと議論がされていたことも事実でございます。それについては、今回改めて滝沢村からも、できれば市になりたいといったようなお考えも踏まえて、そこは我々で総務省ともいろいろ協議をさせていただいた結果、県としてそういった考え方でいくということであれば、基本的にはああいう公的機関であれば、そういう考え方が可能だろうということで、一応まずその要件はクリアするということで、御了解いただいているものでございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○佐々木大和委員 今回の条例改正は、社会経済情勢を勘案すれば、そしてまた県の行革等々を見ていけば、必要な要件になったのだと思って受け入れられるものだと思います。今及川委員の質問がありましたけれども、確かにそういう分野で、今までいろんな議論がありました。一定の答えが出たということであれば、滝沢村を想定しての話は納得いくのかなという気がいたします。人口が5万人を超して、人口要件を満たして、県内でも多分7番目ですか、33市町村の中の7番目ぐらいの人口になっておりますし、地元から、合併の市ではなく村から直接上がってきた案件ということを見ると、非常に活力が示される新しい市が誕生するのではないかと、そういう期待感が見えると思えます。盛岡市とともに岩手県の中心にあって、それを牽引していただくという意味では、この条例改正に伴って成果は十分上がるものだと思うので、そういう意味におきまして賛成したいと思います。

○五日市王委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小山総合防災室長** 議案第 15 号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その 2）の 3 ページをお開きいただきたいと思います。説明につきましては、お手元の資料により御説明させていただきたいと思います。

まず、改正の趣旨でございますが、災害対策基本法の一部改正や東日本大震災津波の検証結果を踏まえまして、防災会議委員と幹事を新たに増員するものでございます。

一つ目でございますが、今般、平成 24 年 6 月 27 日付で災害対策基本法の一部が改正されまして、都道府県防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者が新たに追加されました。これは、男女共同参画の推進及び高齢者や障がい者などの多様な主体の参画を促進することで、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものでございます。

また、この自主防災組織を構成する者又は学識経験がある者とは、国では広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどの NPO や女性、高齢者、障がい者団体などの代表者などを想定しているところでございます。

本県といたしましては、法改正によりまして、新委員が追加されました趣旨等を十分に踏まえまして、本県防災対策の充実強化に新委員の視点を十分に生かしていけるよう、特に災害時に配慮が必要となる女性、高齢者、障がい者につきましては、災害対策の充実が必要不可欠な点となることから、こういった分野からの人選が可能となるよう定数を定めていく必要があると考えておるところでございます。このことから、国が示しております新委員の想定を踏まえ、自主防災組織、大学教授等、NPO、女性、高齢者、障がい者、この六つの区分を基本に委員を選任できるよう、定数を 6 人以内に設定するところでございます。

二つ目でございますが、ことし 2 月に県が行いました東日本大震災津波の検証結果を踏まえまして、災害時における通信手段の迅速な確保等が重要であり、携帯電話会社との連携をさらに強化するとの観点から、防災会議委員に指定公共機関であります携帯電話会社 2 社を加えるため、委員定数を 2 人増員することとし、23 人以内に見直すものでございます。

さらに、三つ目でございますが、委員に就任する機関からは、幹事もあわせて選出していただいておりますので、今回の新委員 8 人については幹事についても増員することとい

たしまして、幹事定数を 59 人以内に見直すものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**及川あつし委員** たびたび済みません、細かいことですが、大事だと思いますので。第 2 条関係のところ、今説明がありました指定公共機関である携帯電話会社 2 社を加えるところありますが、大手キャリアは 3 社あるのですが、この 2 社で本当に大丈夫なのでしょうか。2 社を選ぶとしたらどこをお選びになるのでしょうか。私の認識では、NTTドコモとソフトバンクとKDDI、3 社あります。こういう大事な会議に 1 社排除してメンバーに加えるということは問題が起きないのでしょうか、お伺いします。

○**小山総合防災室長** ただいまの及川委員の御質問、ごもっともなものでございますが、実は指定公共機関の中にはNTTドコモとKDDIしか入ってございませんので、そういう状況下におきまして、この 2 社という形で今進めてございます。

○**及川あつし委員** そうなのですか。

○**小山総合防災室長** 携帯としては。

○**及川あつし委員** わかりましたが、多分実態としてはまずいと思うので、ちなみに県内のシェアはわかりませんよね。かなり今ソフトバンクもあるので、こういういざという場合のことを考えて、加えて、こういう方々と議論を深めてやるということになれば、ソフトバンクの件も何らかの配慮というか、一緒にやらないと実効性が上がらないのかなという気がするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○**小山総合防災室長** 当然国でソフトバンクが指定公共機関に入れば、そういった形で改めて見直しも必要かと考えておりますし、現場においてはそういった形で、防災会議の委員であるなしにかかわらず連携を深める必要があるとは考えておるところでございます。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**久保孝喜委員** 今の質疑を聞いてちょっとびっくりしたところですが、そこはまた改めて議論をさせていただくことにして、新たに選任される委員についてちょっとお尋ねをしたいのですが、列举されている①から⑥までのそれぞれの選出区分と申しますか、このうちの大学教授やNPOについてはどういった分野と申しますか、さまざまあるのだろうと思いますが、どういった分野からの選任を考えておられるのでしょうか。

○**小山総合防災室長** 現在のところ、まだ条例を御承認いただいていない段階でどういった分野というのなかなか言いにくいところがありますけれども、特にまだフリーという状況でございます。これから各機関と意見交換をしながら選任してまいりたいと思っております。

○**久保孝喜委員** 条例を改正するというのは、具体的な行政の意思決定にかかわってこういう防災会議条例をつくるわけですから、その意思を確定するに足る委員を選任するのに、どういった分野かもわかりませんが、とりあえず選任しましょうという条例をつくるとい

うのは、これはいかがなものかと思うのですが、そういうものなのでしょうか、条例というものは。

○**小山総合防災室長** 想定している腹案的なものがございますが、ここでそういったものをオープンにすることもいかがかと思っちょつと逡巡しておりました。当然NPO等につきましても、県内のいろいろな連絡協議会なり、今回の災害に当たりましてもそれなりに活動されたNPOもございます。そういった中から選んでといいますか、依頼してまいらなければならないと思っておりますし、大学につきましても、県内の大学もございますし、そういった活動をしているところもございます。そういったことも踏まえながら選んさせていただきますと思っております。

○**久保孝喜委員** それでは、単刀直入にお聞きしますが、現在の委員も含めてですが、今後防災会議の中に放射線対策の専門的知見を有する方はどのようにお考えでしょうか。

○**小山総合防災室長** 今回の中で追加されましたのは、今回の大震災を踏まえた形で広くということでございます。そういった中で検討してまいりたいと思っておりますけれども、放射線対策という面につきましては未定といいますか、検討材料としては考えてまいりたいと思っておりますが、そういった段階でございます。

○**久保孝喜委員** 今回の答弁を聞く限り、具体的に想定をしている分野ではなさそうな、そういう答弁でありましたが、これはちょっと問題だと思うのは、今回の一般質問の中で、我が委員会の委員長の質問に対して、県の地域防災計画を見直すと、新たに原子力災害編をつけ加えるのだと、これについては県の防災会議で議論をするというふうに答弁していますよね。そういう議論をしようとする防災会議の委員に、放射線防護に知見を有する学識経験者が入っていない、もしくは入ることも想定していないということは、答弁との重大なそごではないのですか。その点を明確に答弁してください。

○**加藤総務部長** 委員の任命につきましては、防災対策あるいは防災会議で議論していただくことについても、さまざまな課題があるかと思っております。また、今回の法律改正の趣旨も踏まえる必要があるということ。それから、そもそも今の防災会議の人員構成が県としての課題に即したものであるのかどうかということ、それもありまして、今回ある程度ふやして、6人ということで、プラスアルファできるようにいたしましたので、その辺のバランスを考えて。

また、今久保委員がおっしゃられました原子力災害対策編につきましても、本会議で私も答弁いたしましたように、重要な課題ということになってまいりますので、その辺につきましても必要な知見を持っておられる方、また防災会議の中での議論が深まるような、そういう審議が期待できるような人員構成ということを考えていきたいと思っております。ただ、専門家をどうするかということは、なかなか県内にはいらっしやらないというか、少ないということもあり、相手の御意向もございますので、その辺を含めまして検討をさせていただきますと思っております。

○**久保孝喜委員** 本会議での答弁というのは非常に重いものがありますから、今、総務部

長がおっしゃったように、そういう要素、国からの要請、あるいは法令上の縛りを含めて、総体で考えていかなければならないというのは、そのとおりだと思うのです。そういう際に、この間答弁したばかりのことが、実は条例上担保されていないなどということがあってはならないし、ましてやそこに対する見通しを何ら持っていないというのも、これはいささか怠慢過ぎると私は思うわけです。その点で御質問させていただいたということなのですが、もう一つはこの条例改正の中に、先ほどの説明の中に、今回の震災の検証結果を踏まえというふうにさらっと書いておりますけれども、この検証結果なるものが果たして我が県の中にきちんと存在するののかという点で私は非常に疑問なわけです。地域防災計画をつくる際に、担当部局がさまざまな職員などからヒアリングをして一定の検証をしたということは事実として知っていますけれども、しかしそれで県全体の検証になるのかという観点、これはこれからの防災会議を考える上でも非常に重要だと思うのですが。

ちなみに、お隣の宮城県はどうしているかということでお話ししたいわけですが、ここに東日本大震災、宮城県の6カ月間の災害対応とその検証という文書、プリントアウトしたものがございます。概略版だけで二十数ページ、30ページ近いものが今出ているわけです。本文をまだ全部プリントアウトしていませんから、どれぐらいの規模になるかわかりませんが、重要なのは、これが第三者の、県庁職員以外の目を通して検証されているということなわけです。県の防災会議の趣旨もまさにそういう点があって、行政だけの会議ではなくて、外の目をきちんと入れるということに大きな意味があるわけです。そうすると、一方で防災の、今回の災害に対する検証も当然のことながら外の目を入れて、あるいは専門的知見を有する方々によってヒアリングをしたりというようなことを踏まえた検証がないと、現実に外の目の意向、意見を生かすという防災会議の趣旨にも合致していかないということになるのではないかという点で、この検証のあり方という点で、岩手県はかなりおくれをとっているのではないかと、むしろ極めて不十分だと言い切ってもいいぐらいの状況にあるのではないかと思うのですが、その点は総務部長、どのようにお考えでしょうか。

○加藤総務部長 検証のあり方についてのお尋ねでございますが、本県におきましても県庁のみで検証をやったわけではございません。県の機関は当然でございますが、さまざまな機関の方からヒアリングなり、実際の災害対応の状況、課題等について伺って、それを防災会議だけではなかなか開催頻度等、あるいは十分な議論が、ということがございましたので、防災会議の幹事会、その下にまた分科会という形で、大きな課題ごとに分科会を三つ設けまして、そこで、この検証の内容につきましてもかなりの御議論をいただきました。その上で検証をまとめまして、それをもとに地域防災計画の見直しを行ったところでございます。したがって、検証につきまして、それが十分できているのかという御指摘はあろうかと思いますが、我々県庁組織の中だけでひとりよがりにはやったわけではないということは御理解いただきたいと思っておりますし、広くその辺の御意見を募っていると、その上でやったということでございます。また、それに伴う地域防災計画の見直しも、他県

に比べましてもいち早く取り組んだというところがございます。

また、災害対応の検証、またさらにそれに基づく地域防災計画の見直しというのは、項目も多岐にわたりますし、また我々もかなり広くすくい上げるように努めているつもりではございますが、これはなかなか、全部拾い切れているかどうか、あるいは今まで我々に伝わっていなかったこともさまざま出てくるという面がございます。これにつきましては、完全なものというのはいつできるかということはあると思いますが、検証あるいはそれを受けた地域防災計画の見直しというのは不断に行ってまいりたいと思っておりますし、今年度につきましてもそういう取り組みを進めていきたいと考えております。

○久保孝喜委員 例え宮城県との大きな違いは、県庁職員みずからが行う、もちろん他機関に対しても聞き取り調査をするというのはそのとおりだろうと思うのですが、一番大きな違いは、防災という観点で知見のある方々に、客観的にこの岩手県の震災対応についてどうだったのかということを多角的に検証するという、その姿勢があるかどうか、そこだったと思うのです。宮城県の場合は、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構というところに業務委託をして、検証結果を、しかも 6 カ月間というところはかなり大きな焦点を当てて、発災後 6 カ月間という初動がどうだったのかというところに焦点を当てた検証として、私は非常に意味のあるものだったと思っているわけです。今の答弁でいくと、不断に見直しという言葉が出てきましたけれども、これまで行った検証作業は終わりではないという理解、そしてこれから先も何らかの形で検証を具体的に積み上げていくという、そういう受けとめ方でよろしいのか、最後にそこをお聞きしたいと思います。

○加藤総務部長 防災会議につきましても、今後議論は継続されますというか、引き続きいろんな課題について御意見を伺ってまいります。その中で、検証にわたる項目、さまざま御意見もいただくことになろうと思っております。そういったものにつきまして、しっかり受けとめて必要な対応は不断に継続すると、こういう基本姿勢でございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号岩手県災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**小山総合防災室長** 議案第16号岩手県災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その2）の5ページをお開き願います。なお、説明につきましては、お手元の資料により御説明いたします。

本条例は、災害対策基本法第23条第7項の規定に基づきまして、岩手県災害対策本部に関し必要な事項を定めたものでございますが、今般、災害対策基本法の一部改正によりまして、同条第7項が第8項に改められましたので、これに合わせまして本条例も改正するものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**永田税務課総括課長** 議案第17号岩手県県税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案（その2）の6ページをお開き願います。改正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

初めに、要綱第1、改正の趣旨であります。地方税法の一部改正等に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、第2、条例案の内容であります。1につきましては、ゴルフ場利用税の税率の特例に係る財団法人日本ゴルフ協会が公益財団法人へ移行し、名称を公益財団法人日本ゴルフ協会に変更したことから改正しようとするものであります。

2につきましては、中古商品自動車に対する自動車税の減額に係る財団法人日本自動車査定協会が一般財団法人に移行し、名称を一般財団法人日本自動車査定協会に変更したことから改正しようとするものであります。

3につきましては、社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除に

係る財団法人岩手県予防医学協会が公益財団法人へ移行し、名称を公益財団法人岩手県予防医学協会に変更したことから改正しようとするものであります。

4につきましては、地方税法の一部改正に伴い、県税条例で引用している条文につきまして、改正が行われたことから、条例改正が必要となったものであります。

最後に、5の施行期日であります。公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号循環型地域社会の形成に関する条例及び岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋警務部長** 議案第18号循環型地域社会の形成に関する条例及び岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の11ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております議案第18号関係の資料により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨についてであります。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法の一部が改正され、本年8月1日に公布されたことに伴い、条項ずれによる一部改正を要する条例について所要の整備をするものであります。

改正を要する条例であります。その一つは環境生活部所管の循環型地域社会の形成に関する条例であり、もう一つは警察本部所管の岩手県暴力団排除条例であります。

次に、条例案の内容でございます。改正された暴対法第32条の2に事業者の責務が追加されたため、旧暴対法第32条の2が第32条の3に条項ずれしたことから、それぞれの条例で引用しております条文の整備をするものであります。

施行期日につきましては、改正法の施行日が確定していないことから、改正法の施行の日または条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋元委員 今回新たに事業者の責務ということが追加されたということであります。この責務の内容が1点。

それから、事業者にどのような形で周知を図っていくのか、その点が第2点。

また、岩手県の暴力団排除条例、制定後1年経過しているわけですが、その効果というものはどういう形で出てきているのか。余りまだ事実がないので、ないのかもしれませんが、その辺お伺いしたいと思います。

○高橋警務部長 まず、事業者の責務ということでございますが、今回の改正におきまして、事業者のみではございませんが、国及び地方公共団体に対しましても、指定暴力団員等を入札等に参入させないための措置を講ずるよう努力義務を求めているところでございますが、あわせて事業者の責務といたしまして、不当要求による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団に不当な利益を得させることがないように努めるという努力義務が新たに設けられたものでございます。

また、暴力団排除条例が当県で施行されまして1年たったの評価ということでございますが、条例自体の適用というものはまだないところでございますが、昨年7月に条例を施行いたしまして、その後、昨年9月に暴力団からの不当要求行為を受けたという相談がありまして、それに伴う暴力団に対する不当要求行為の中止命令等を行っているほか、本年に至りましても暴力団に対する中止命令、これをもう一件発令いたしまして、2件について暴力団に対して中止命令を発しているところでございます。

暴力団の排除につきましては、全国的にも機運が高まっている中でございますので、今回の暴対法の改正及びこの条例改正を機に、引き続き事業者等に対しましても、今御説明したような努力義務、これについての協力を、機会を捉えて継続してまいりたいと思っております。

○高橋元委員 今の説明の中で、入札等への参入を防いでいるということがありましたが、暴力団の関係する建設業者等が入札に参加するということが想定しているのかなと思えますけれども、その辺の入札の資格要件のところのチェックは大丈夫なのでしょうか。入札担当のチェックは。

○田中入札課長 入札の際の参加資格要件に暴力団排除の項目を入れておりまして、入札参加した場合には排除するというようにしております。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 1点だけお尋ねしたいと思います。先ほど条例の成果ということの質疑がございましたけれども、一方で市町村単位での条例制定というところで、その現状と県条例が機能しているか、していないかというところは、非常に深く関係するのではないかと思います。つまり市町村単位での条例制定を考えていないところは、県条例があるからいいのだと、こういう言い方も実はあったりして、全体的に全ての市町村がということにはまだ至っていないと、こういう話も聞くわけですが、その点を含めて、県内自治体に対する条例制定の働きかけ、現実とこれからの見通しについてお話をいただきたいと思

います。

○高橋警務部長 ただいまの久保委員からの、県内各市町村に対する暴排条例制定の働きかけについてでございますが、申しわけございませんが、ただいま具体的な数値、あるいは状況について御説明できる資料がございませんので、確認をさせていただければと思いますが、一般論として申し上げれば、今おっしゃったような形で、県の条例があるから市町村の条例が必要がないということでは必ずしもないと、県警本部としては考えております。その必要性につきましては、説明をして理解を求めながらその整備について努力していただきたいと思っています。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋警務部長 午前中久保委員から御質問がございました、県内市町村における暴力団排除条例の制定状況について御説明をさせていただきます。

本年9月6日、矢巾町におきまして、県内の市町村では初の暴力団排除条例を制定していただきまして、これを皮切りにして9月中に、遠野市、岩手町、雫石町、滝沢村、これら1市3町1村、合計5市町村におきまして条例を制定したところでございます。

なお、暴力団排除条例の制定等につきまして、県警察本部といたしましては、未制定の市町村に対しましては、引き続き説明、理解を求めると、その制定に向けて働きかけをしてまいりたいと思っております。

○五日市王委員長 次に、議案第49号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤交通部長 それでは、議案第49号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な

信号機等に関する基準を定める条例について御説明をいたします。

議案（その2）の503ページをお開きください。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております議案第49号関係の資料により御説明いたします。

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定により、国家公安委員会規則で定められていた設置される信号機等の基準について、条例で制定するものであります。

条例案の内容ですが、国から示された参酌すべき基準を踏まえ、独自基準の要否を含めてパブリックコメントを実施するなど、検討を行ったものです。主な基準としましては、信号機では、ピヨピヨ、カッコーと音響を発する視覚障害者用付加装置や、右左折車両と歩行者の交錯を減らす歩車分離式信号機の整備、道路標識ではカプセルレンズ等の反射材を用いた標識や、夜間照明装置が施された標識の整備、道路標示ではガラスビーズなど降雨等にも光の再帰反射性が確保される反射材を用いた道路標識や、エスコートゾーン用点字ブロックの整備があります。

独自基準につきましては、これまでの国家公安委員会規則による基準に問題はなく、パブリックコメントの結果、意見もなかったことから、独自基準は設けておりません。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** 説明書の中の（2）、歩車分離式信号機のことなのですが、これは裁判所前の交差点もこのような形になっているわけですね。

○**佐藤交通部長** はい。

○**佐々木努委員** この条例の関係になるかどうかあれなのですが、裁判所前もそうですが、サンビル前も同じような形にいつの間になつておりましたが、これは事前に周知とかというものはされていたのか。それから、なぜああいう場所、場所を限定した設置になったのか。その辺の経緯を教えてください。

○**佐藤交通部長** 盛岡市内、ただいまお話がありました信号機2カ所が歩車分離式信号に変更されましたけれども、その理由について申し上げます。歩車分離式信号は、サンビル前の交差点、それから裁判所前交差点の2カ所に導入し、9月1日から運用を行っております。導入した理由は、もりおか歴史文化館への大型観光バス乗り入れのための東大通の大型、特定中型自動車通行禁止規制を、大型観光バスに限り通行禁止規制を解除することといたしました。それに伴い、サンビル前交差点は、交差点が狭く、しかも歩行者が多いことから、バスと歩行者の交錯、特に大型観光バスの右左折に伴う歩行者の巻き込みによる事故防止の観点から、また裁判所前交差点につきましてはこの関連で、サンビル方向からの車両の流れを円滑にするとともに、歩行者の安全確保を図るため導入したものであります。いずれこの2カ所については、歩車分離式にするというのは事前に広報してござ

して、そのほかに事前に立て看板等をかけて注意を促すような措置を施しております。

○佐々木努委員 これは、盛岡のこの場所に限定するものか。これからどんどんふえていくことになるのか。その辺の見通しはどのようなのですか。

○佐藤交通部長 歩車分離式信号機につきましては、盛岡市内とは限りません。このほかにも、いずれ、そういう車両の通行等によって歩行者が巻き込まれる、あるいは歩行者が安全に横断できる、そういう要素があれば、これからも設置を検討していきたいと思っております。

○佐々木努委員 私がちょっと心配したのは、この交差点はスクランブルではないのですね。それと勘違いをして、歩行者が斜めに突っ切る、あるいは自転車が突っ切るということで、ちょっと危険なシーンを見たものですから、果たして、これが車と歩行者の関係だったら問題ないかもしれませんが、自転車と歩行者の問題とかそういうもので事故が起きなければいいなと心配をしています。その辺の危険防止対策についてはどのように進めていくつもりでしょうか。

○佐藤交通部長 この裁判所前、それからサンビル前の交差点を歩車分離するにつきましては、盛岡東警察署の署員が数日そこに立ちまして、危険な横断、通行をしないようにということで、都度注意、指導をしておりますし、あとはそのほかに警察の中で交番速報とか交番の広報紙等がありまして、それ等につきましても、そこら辺の周知をするために――歩車分離式の交差点につきましては、斜め横断をしないように、という広報をしているところはあります。

○佐々木努委員 スクランブルにはできないわけですか。どうなのでしょう。

○佐藤交通部長 スクランブルというのは、交差点を斜めにも横断ができるということになりますけれども、ここでは川徳前の交差点がなっていますが、あの場所ですと通行する方が大体歩行者の方、それからあとは自転車で通行する方は余り多くないということです。あの場所で自転車で通行することになりますと、あの中が全て横断歩道ということになりますので、押して通行するということになります。この場所は2車線がありまして、どうしても交差点の中が広いものですから、そういうことでスクランブルという形にしないで、歩車分離ということにしております。もっと狭くて、それから自転車の通行等がなければ、歩行者との交錯が余りないということで、スクランブルも可能かと考えております。

○佐々木努委員 ありがとうございます。いずれ事故が起きてからでは遅いので、その辺についてはしっかりと今後お願いしたいと思えます。

○及川あつし委員 最初に、重点整備地区というのがありますが、この定義について教えていただきたいのと、今せつかく質疑が出たので、私もそれをお聞きしようと思ったのは、まだ誤解があって私も答えられなかったのです。「ここ斜めに渡っていいのか」と言われて、「んっ」という回答しかできなかったのですけれども、もしスクランブルの場合は、川徳前のように同時に斜めの歩道を引くことが義務づけになっているのかどうかということと、あとは今おっしゃられた2カ所については、かなり斜め横断があって、私もいいのか悪い

のかなと思っていたのですけれども、今そういうお話であれば、何かもうちょっと周知徹底する方法があるのかなと思うのですがということで、その件に関する所見。

あと、歩車分離については、私は前からずっとお願いしてきた経緯があるので、あれによって大分巻き込みの事故が、特に盛岡市役所の横ですね、ああいうところもよくなったと思っていますので、さらに積極的に導入してもらいたいのですが、今回の9月からの導入の事例でいくと、まだ円滑な状況になっていないので、次の歩車分離式の導入の支障になっていかなという感じもしております。そこら辺についても特段の配慮をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。2点お願いします。

○佐藤交通部長 それでは、重点整備地区について申し上げます。重点整備地区というのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これは平成18年法律の第91号ですが、第2条第21項に規定されておまして、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する駅等旅客施設、市役所等官公庁施設、デイサービスセンター等福祉施設などの生活関連施設相互間を通常徒歩移動する地区、それから生活関連施設相互間のバリアフリー化が特に必要と認められる地区などとされております。

それから、もう一点、広報の関係ですけれども、いずれ広報と指導の関係につきまして、まだ余りにも横断の方法が悪いとなれば、盛岡東警察署等において指導することもできますし、県警ホームページ、あとは先ほど申しましたいろんな広報媒体を使いまして、これで指導してまいりたいと思っています。

それからもう一つ、今後歩車分離について、設置することについての配慮ということで、歩車分離は巻き込み等が防げる、あるいは歩行者が事故に遭うということが少なくなるということで考えておりますので、いろいろ地区から申し出等があったり、あるいはこちらで判断すれば、それを積極的に考えて設置をしていきたいと考えております。

○及川あつし委員 わかりました。今御答弁あったように、歩車分離等の関係についてはよろしくお願ひしたいということと、あと条例の関係で申し上げれば、今御説明があった法律の規定は努力義務なのですよね、多分。必置義務。ちょっとそこを確認させてください。

○佐藤交通部長 これは、とりあえず重点整備地区につきましては、それぞれの自治体等で考えていただくわけなのですが、現在の時点でこれを公安委員会と協議、あるいは道路管理者と協議いたしまして策定しているのは、盛岡市と一関市だけです。そのほかに現時点では上がってきたところはないのですが、それぞれの自治体で検討されているところはあると思います。ただ、私ども警察本部、あるいは公安委員会のほうに提案がないということですので、各自治体で一生懸命考えていただければ、こちらではしっかり受けとめる用意がありますよということでございます。

○及川あつし委員 わかりました。まだ盛岡市と一関市だけということで、これから市町村の認知を高める必要もあるのかなと思いますけれども。心配するのは、信号機等、このような形態のものを導入することは非常にすばらしいことだと思うのですが、かなり予算

的な面も考えていかなければいけないのかなと思うのですが、これについては計画的な執行などを進めるために予算上の配慮は今後何か考えられているのでしょうか。その点だけ最後にお伺いします。

○佐藤交通部長 これは、県民の福祉にもかかわることでもありますので、うちのほうとしても積極的にそれらの予算獲得に動きたいと思いますので、提案をした際にはよろしくお願ひいたします。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第50号防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小山総合防災室長 議案第50号防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることにつきまして御説明申し上げます。

議案（その2）の505ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付させていただいております説明資料により説明させていただきます。

まず、工事名でございますが、防災行政情報通信ネットワーク復旧工事その1でございます。工事場所は、盛岡市内丸地内ほか35カ所から盛岡市内丸地内ほか49カ所へ変更となります。契約金額でございますが、11億2,350万円から14億2,323万4,050円に変更となります。請負者は株式会社東芝、請負者の住所は東京都港区芝浦一丁目1番1号でございます。

本工事は、平成5年度に整備いたしました防災行政情報通信ネットワークが東日本大震災津波によりまして一部被災したこと等により、国庫補助を活用して再整備するものでございますが、交付決定済みの補助金を有効活用し、全体計画を前倒して実施しようとするものでございます。

防災行政情報通信ネットワークの概念図につきましては、資料の中段以下に記しておりますので、説明は割愛させていただきます。

また、今回追加整備する局は、契約済みの陸前高田市消防本部と釜石大槌地区行政事務組合消防本部の2消防本部を除きました10消防本部——これで県下全消防本部になります

が ― と、盛岡地方气象台等の4防災機関につきましては下の米印で書いてございますが、を合わせました14局となっております。なお、今後2防災機関、9県地方支部につきましては、別途整備していく予定としているところでございます。

工期につきましては、平成25年3月15日までから平成25年3月29日までに変更となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 1点お伺いします。これが設置された後、維持、メンテナンスについては、地元の業者でできるものかどうかお伺いしたいと思います。

○小山総合防災室長 現在の設備といいますか、ネットワークにつきましてもそうでございますけれども、地元の業者をお願いしてございます。

○伊藤勢至委員 今回の工事はその1とありますから、その2、その3なんていうのもこれからあるのかもしれませんが、今回でカバーできないところをその2、その3とかで補う、そういう考えなのでしょうか。そのためのその1なのでしょうか。

○小山総合防災室長 その2といいますか、今後の整備計画でございますが、ネットワークの局といたしましては、今後11局につきまして整備を予定しております。その2という形になろうかと思っておりますけれども、それをもって現在その1という考え方にしております。

○伊藤勢至委員 県庁をキー局にして、全市町村と完全に連絡がとれ合うというのはいつになるのですか。

○小山総合防災室長 その2 ― と今言ってしまうといいのかあれですけども ― その工事につきましては、今回の補正の中に組み込んでございまして、工期の問題はちょっとどうなるかといいますか、年度内にやるという方向で考えてはおるのでございますけれども、その工事が終わりましたら全局とつながるという状況になろうかと思っております。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第52号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋警務部長 議案第52号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その2）の508ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております議案第52号関係の資料により御説明をいたします。

本件、損害賠償事案の相手方は、盛岡市所在の法人と雫石町在住の男性であります。本件事案は、本年、平成24年4月4日午前9時ころ、暴風雪による停電で、盛岡市繫地内、繫十文字交差点の信号機が滅灯したため、警察官3名が交通誘導に従事しておりましたが、交差する道路の両方向の車両に進行指示を出してしまったため、車両同士が衝突し、双方の車両に損害を与えたものであり、この損害に係る車両修理費用、合計41万2,470円を賠償しようとするものであります。

損害賠償の原因であります、交通誘導を行うに際しては、車両同士を交互に通行させるよう警察官相互が十分な意思疎通を図るべきところでしたが、これが不十分であったことから、当該事故が発生したと考えられております。今後同様の事故が発生することのないよう、同種事故防止に関する留意事項についての文書を既に発出したほか、交通誘導の実技訓練を実施するなど、再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第53号から議案第55号までは、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてであります。以上3件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木生活再建課総括課長 議案第53号から議案第55号まで、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてにつきまして御説明申し

上げます。

議案（その2）の509ページをお願いします。便宜、お手元にお配りしております資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1の提案の趣旨であります。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が条例を定めて行っている災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務のうち、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、議案第53号により花巻市から、議案第54号により雫石町から、議案第55号により一戸町から、それぞれ県が受託することの協議に関し、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の受託理由であります。災害弔慰金等の支給に当たり、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による死亡または障がいであるか否かの判断が困難な場合等に開催する審査会につきまして、事務の委託を求めている市町では、当該審査会を単独で運営することは困難な状況が認められるため、事務を受託することについて協議を行うものでございます。

最後に、3の施行期日であります。平成24年10月12日から施行することとしているものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** 9月24日付で、岩手県弁護士会から県に対して災害弔慰金の認定の関係で、今審査の状況が非常に拙速であると、そういうことに対して改善をしてほしいという要望書が出されました。この内容について、私は見ておりませんが、県はその要望を受けたと思うのですが、その中身を少し具体的に私たちにもお示しいただければと思います。

○**鈴木生活再建課総括課長** 弁護士会から9月24日付で県に要望書が提出されてございまして、その要望項目につきましては、大きく二つに分かれてございます。一つは災害関連死の審査方法に関する要望、もう一つは災害障害見舞金の周知に関することでございます。

その中の一つ目、災害関連死の審査方法に関する要望につきましては5項目ございます。あわせて県の対応状況についてもお話をさせていただきたいと存じますが、1点目は審査会に法律実務に精通した専門家の委員をふやしてほしいということでございます。具体的には弁護士2名という御要望でございますが、既に県の審査会におきましては、県の審査会は5名ということで構成になってございます。1名は福祉関係ということで県社会福祉協議会の専務を会長ということでお願いしてございまして、2名の方は医師でございます。内科医と精神科医。残り2名でございますが、1人は弁護士で、1人は大学の民法の先生ということで、法律関係の方お二人をお願いしているという状況でございます。

2点目は、申出人に安易に立証責任を持ち出すのではなく、審査に必要な調査を積極的

かつ柔軟に行うこととということでございます。調査につきましては、市町村をお願いをしているところでございます。現在も病院等から関係資料を収集するなど、積極的に調査をしていただいているところでございますが、さらに徹底する必要があるのかなということでございます。それにつきましては、まとめて、市町村にもこれから御説明申し上げる事項も含めましてお願いをさせていただきました。

3点目は、遺族からの申し出を待つのではなく、積極的に原因について調査を行い、支給漏れが生じないようにしてほしいということでございます。調査につきましては、市町村が調査することが基本でございますが、現状ではやはり市町村の体制等の面で御遺族からの申し出によらざるを得ない状況ということでございます。

4点目は、異議申し立てや再審査の申し出があったときは、不十分な審査とならないよう、新たに設置した委員会で審査することということでございますが、審査会を二つ設けるとするのは、これはなかなかちょっと難しい状況にあるということでございます。

5点目は、市町村は安易に審査を県に委託するのではなく、みずから設置し、実情に合った審査をするとともに、国及び県は市町村を支援してほしいということでございます。これにつきましては、県といたしましては、今回の災害弔慰金の審査につきましては市町村を支援するというので、市町村の申し出によりまして積極的に受託をさせていただいているという形で支援をさせていただいておりますし、そのほか市町村に対しましては、県の審査会におけるさまざまな資料の配付でありますとか、担当者会議を行うなどという形で支援をさせていただいているところでございます。

大きな2点目でございますが、災害障害見舞金の周知に係る御要望を頂戴してございます。1点目は、災害障害見舞金につきまして地元に対し、繰り返し広報することということでございまして、これにつきましては、災害関連死に係る広報ともども、県、市町村も一緒になって周知活動に努めているということでございます。それに伴いまして、申し出件数がふえてきているという状況でございます。

2点目でございますけれども、障害基礎年金給付の受給資格を得た障がい者について同列に申請してほしいということでございます。これは一般的な告知はしておりますが、障害基礎年金受給者が必ずしも災害障害見舞金の対象になっていないということで、個別の告知はしておりませんが、必要な周知は徹底を図ってまいりたいということでございます。

弁護士会からの御要望を頂戴いたしまして、県といたしましては、さらに周知でありますとか、審査の迅速化に努めていくこととしております。あわせまして、10月1日付で各市町村に災害弔慰金制度のさらなる周知のお願いでありますとか、災害関連死の調査の徹底、改めまして柔軟に再審査に対応していただくようにということで文書でお願いをさせていただいたところでございます。

○佐々木努委員 審査員が所属する団体からこのような要望書が出されるということは、県としても、対応としてよろしくない面があったのではないかと私は思いますし、一方で県民に対して不審に思われるような状況も、やはり新聞等に載りますと、出てくるのでは

ないかと少し心配をしています。そういう中で、今生活再建課総括課長から対応策をお聞きいたしました。今お話をしていただいたことも含め、いずれ沿岸被災地では、今なお厳しい状況が続いていて、そして災害弔慰金がもらえるか、もらえないかで生活が大きく変わる方ももちろんいらっしゃると思います。そういう方のことを思えば、審査に当たって、中身が拙速であったという捉え方を県民の方にされるのは非常にまずいことだと思いますので、今後この辺のところ、市町村への指導もそのとおりですが、県としてもしっかりと、体制を一から見直しながら対応していただきたいということを申し上げて終わります。

○鈴木生活再建課総括課長 これまでも市町村の御協力もいただきながら、災害弔慰金等の審査に当たりましては、公平、迅速な審査ということで努めてきたところではございます。しかしながら、弁護士会からの御要望も頂戴いたしましたので、さらに改善できる点につきましては改善させていただきまして、さらに迅速、公平な処理を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 私からも、佐々木委員に引き続いて、災害関連死の認定審査会にかかわってお尋ねをしたいと思います。今までの質疑の中で、大変厳しい中でそれぞれ一生懸命やっておられるということはわかりましたが、今現在審査中の案件がどれぐらいあるのか。そして、申し出からどれぐらいの日数で判定がなされているのかという全体状況ですね、現状をまずはお示しをいただきたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 8月末現在の県内市町村の審査状況についてでございますけれども、災害弔慰金に係る災害関連死の申し出件数が589件、災害障害見舞金の申し出件数が54件となっているところでございます。このうち県が事務を受託しております14市町村の県の審査会での審査件数につきましては、災害関連死に係るものが440件、災害障害見舞金に係るものが28件となっているところでございます。

県の審査会における審査状況ということでございますけれども、440件のうち、災害との関連性があると判断されましたのは244件、関連性なしと判断されましたのは123件、継続審査となっているのが73件ということでございます。災害障害見舞金につきましては、28件のうち、関連性ありと判断されましたのが7件、関連性なしが9件、審査中が12件となっているところでございます。

災害弔慰金の関係での審査期間でございますけれども、平均の審査回数が1.58回となっております。1回当たり30日と換算いたしますと47.4日ということでございます。だいたい73%のものが1回の審査により決定しているという状況でございます。再確認と申しますと、通院歴の確認でありますとか、治療の状況の確認でありますとか、介護の状況の確認でありますとか、生活の状況確認ということで、再調査をお願いしているものでございます。

○久保孝喜委員 今回そういう状況の中で、新たに3市町が県の審査に委託をすることになるわけですね。かなりショッキングな新聞の見出しがあったように、パンク状態だと書かれておりましたが、県の認識としてはパンク状態ではないと受けとめてよろしいのです

か。

○鈴木生活再建課総括課長 単刀直入に申し上げますと、パンク状態ではないと考えておりまして、公平、迅速な処理をさせていただいているところでございます。審査に当たりましては、委員の皆様方に多大なる御尽力をいただいているということでございます。審査に当たりましては、まずもって公平、迅速な処理を行うために、県の審査会におきましては、国に今要望いたしましたけれども、策定していただけない状況の中で独自の審査基準を策定しております。また、市町村に審査の留意点を明示して資料の作成を行うなど、審査の効率化等を図っているというところでございます。

また、今回の9月定例会に提案している予算の中でも、県の審査会につきましては、昨年11月から11回開催をしております。しかも、毎回委員の日程確保と十分な審査時間を確保するというので、夕方6時から、終了時間を設定しないで開催をしております。審査につきましては、審査会の会長の進行によりまして原則1件ずつ審査をしているということでございます。そういう状況ではございますが、審査件数はかなりふえてきているという状況でございますので、今般の9月補正予算で月2回開催できるような形での予算を計上させていただいたところでございます。

○久保孝喜委員 これまでの審査実態からすると、今回ふえた市町村の分も含めて考えると、月2回にしたところで、現実には申し出件数1件当たりにかかる時間というのは、当初始まった審査会の時点での時間とは、かなり圧縮されているのではないかと思います。そういう意味で、弁護士会の皆さん方が心配するように、結果的にそれが事務的に流れて、審査で漏れるような事例があってはならないよという注意喚起があったのだらうと思いますが、そういうその審査にかかる時間だとかというのは担保されるところと考えてよろしいのですか、今回月2回ということで。

○鈴木生活再建課総括課長 先ほどもお話ししましたとおり、審査につきましては、これまでも終期を設定しない形ですとずっとやっております、委員の方々には大変な御尽力を頂戴しております。受託市町村の数がふえることに伴って、比例的に審査件数がふえるという状況ではございませんで、これまでも当初受託していた市町村につきましては、当初はたくさん申し出がございましたが、時間の経過とともに、それほどの件数の増という状況にはなっておらない状況でございます。

しかしながら、市町村では、今回の東日本大震災津波に係る災害関連死の審査に当たりまして、審査会の委員にお願いするだとか、運営するということになると、大変な事務だというようなことで、県にお願いしたいということで申し出をいただいているものがございます。

今般私どもといたしましては、繰り返しになりますが、これまでも審査の迅速化、効率化を図るために、審査基準の策定でありますとか、またこれまで災害弔慰金につきまして440件の審査をさせていただいている中で、大分審査の重点、ポイントということが、委員もそうでございますが、事務局のほうでも明らかになっております。そういう蓄積の中

で事業を進めさせていただいているということでございます。受託市町村の数は、きょうお願いしている市町村で議決いただければ3市町ふえるわけでございますけれども、今後もし引き続き公平、迅速な審査をしてまいりたいと思っています。

加えまして、弁護士会からの御要望も賜りましたものですから、先般弁護士会に赴きまして、意見交換をさせていただきました。今後も継続的に弁護士会とは――弁護士会はさまざまな形で県の被災者支援関係で御指導いただいておりますので――意見交換をさせていただきたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 最後になりますが、私はこの一連の報道を見て、ちょっと奇異に感じたのは、パンク状態であるかどうかということは、そうではないのだという釈明を聞きましたので、少し安心はしましたが、しかし報道がどう書くかは別にしても、それに対するコメントで、最後に国の判断基準がないからというコメントをされていると。結果的にこの一連の報道の中では、全体の受け取る印象は、パンク状態なその実態を国にその責任を投げるといふふうにとられないかと。むしろ、先ほど言ったように、市町村に対しても周知徹底をお願いする。あるいは調査についても遺漏なきようという文書を出したということであれば、なおのこと、審査は順調にやっているのだということのメッセージを担当課としてはちゃんと出す必要があるのではないかなと私は感じたわけです。したがって、この問題は、被災地の思いにどう向き合うかということとも直接に関係する話ですので、そうしたマスコミ対応を含めて、担当課としては十分に考えていただかなければならないのではないかと思います。何かコメントがあれば。

○高前田理事兼副局長 被災者の生活再建を図る上で、災害弔慰金の迅速かつ公正な支給、これが極めて重要であると私どもも認識をいたしております。今回の審査会の審査につきましては、先ほど来御説明させていただいておりますとおり、私どもも二つの点でいろいろ工夫をしております。一つは審査の効率化であります。もう一つは公正な審査ということでありまして、効率化の点については、先ほど来委員から御指摘いただいておりますが、国の判断基準がなかなか示されないということをただ申し上げているだけではなくて、みずからそういった審査基準をつくって審査の統一化をしようということでございまして、災害関連死、それから精神障がいの認定基準、さらには自殺の認定の留意事項といったものをそれぞれ1月、7月、8月にこの審査会で策定いただいたところでございます。こういったものに沿って審査が非常に効率的になってきているということでございますし、あわせて市町村に対してもこういった審査基準をお示しして、審査の留意点ということを明らかにした資料の作成をお願いすると、そういうことでまずは審査の効率化を図ると。

それから、公正な審査ということでございますけれども、確かに委員御指摘のとおり、審査の件数は増加してございまして、委員の皆様には大変御負担をおかけしているところでございますけれども、あらかじめ事務局で資料を整理させていただいて、事前に委員の皆様にお送りさせていただいた内容を十分検討いただいた上で審査会に臨んでいただくということと、それから審査についてでございますけれども、決定は全会一致ということ

原則といたしております。そういったことで、公正な審査ということもしっかりと担保していきたいということでございまして、こういったことにしっかりと今後とも取り組んでいきたいと思っておりますし、こういった取り組みをしているということについて、しっかりと対外的にも説明をしていく必要があるのかなと思っております。先ほどお話し申し上げましたように、弁護士会ともいろいろと意見交換もさせていただいております。現地、現場からのさまざまな情報というものを弁護士会もお持ちでございますので、こういった情報も私もしっかり受けとめさせていただいて、今後とも適切に対応していきたいと考えております。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第44号米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願を議題といたします。

それでは、当局の参考説明を求めます。

○**越野防災危機管理監** それでは、オスプレイに関する主な動向について、お手元の資料により御説明させていただきます。

お配りしております資料には記載しておりませんが、8月30日、米国国防総省によるフロリダでの事故最終調査結果を受けて、防衛省の専門家チームが独自分析、検証を行いました分析評価報告者が9月10日に公表されております。これによりモロッコ及びフロリダ、いずれの事故も人的要因である旨、結論づけられております。その後の日米合同委員会で、両事故の検証結果から、機体の安全性に問題はなく、またその後の事故再発防止策が十分とられることを確認し、日米間で合意したことにより、9月19日には日本政府から機体の安全性には特段の問題がないことや、国内における低空飛行訓練を含めた飛行運用についても、地域住民への十分な配慮と最大限の安全対策がとられていることを日米両国間で合意したこと等が盛り込まれた、MV-22オスプレイの沖縄配備についてが公表されております。2枚目に参考資料としてその概要を添付しておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

その後、9月21日からオスプレイの普天間基地への移送に向けた試験飛行が岩国飛行場

で開始され、9月25日には、防衛省東北防衛局長が本県知事に対し、オスプレイの安全性等について説明するため本県を訪れております。知事からは、本県上空も飛行訓練ルートに含まれていることから、県民の不安が払拭されないまま飛行訓練が実施されることは容認できない、こういう旨を言及しております。9月27日、防衛省から沖縄県に対し、オスプレイを普天間基地へ移動させる旨、通知されております。9月28日からオスプレイを移動させる予定でしたが、台風の影響により延期され10月1日に6機、2日には3機、そして10月6日に残りの3機が普天間基地へ移動し、全12機が普天間基地へ配備されております。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 このオスプレイにかかわっては、沖縄県知事と総理大臣の会談なども報道されまして、沖縄県にあっては容認できないと。ましてや配備後の動向など、本来日米合意に基づいた訓練とは合致しない飛行実態があるということも指摘されるなど、かなり政治問題化している要素もございます。

一方で、全国的にも各市町村議会を含めて、こうした同様の意見書などが採択をされているという動きがあるわけですが、既にほぼ終了している県内の市町村議会にあって、同様のオスプレイにかかわる意見書の発出などがどのようになっているか、調べていらっしゃるのであれば、この際お示しをいただきたいと思っております。

○越野防災危機管理監 各県及び各市町村の動向については調査しておりません。

○久保孝喜委員 残念ですね。当局としても、知事が東北防衛局長に対して、県民の不安が払拭されないまま飛行訓練が実施されることは容認できないと明確におっしゃっているわけですから、そうした発言の重みというものに対して、市町村が、あるいは市町村議会がどういう姿勢であるのかというのは、ウオッチする必要は、これは最低限あるのではないかと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

県内にあっては少なくない市町村議会において、同様の意見書が議決をされているというようなこともございますし、このオスプレイにかかわっては、沖縄への思いを我がこととして見ていく必要があるだろうと思っておりますし、被災の問題とある意味ダブっていると私は常々思っておりますが、いずれにしても時期を誤ることなく、議会意思を表明していかなくてはいけないという思いから、この請願については採択をすべきだという意見を含めてお話を申し上げました。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 今回のオスプレイの件であります。報道によりますと、16年前から既に日米安全保障条約の中で提案があったやに聞きました。16年も先送りをして、今になって、いい悪いのというのは非常におかしな話だと思いますが、岩手県知事が岩手県を守るという観点から、危ないものに上空を飛ばせるわけにはいかないとおっしゃっている以上、県民の代表としてはそれに従っていくべきだと、そのとおりでございまして、私どもではこれを採択するべきだと思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 採択、不採択とありますが、ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第48号津波被災者の生活再建の早期充実を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目の1でありますので御了承いたします。

当局の参考説明を求めます。

○鈴木生活再建課総括課長 請願受理番号第48号津波被災者の生活再建の早期充実を求める請願のうち、請願事項1の審議に当たり、配付資料に基づきまして、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの周知について御説明申し上げます。

まず、表面1の個人債務者の私的整理に関するガイドラインの概要について御説明申し上げます。(1)のガイドラインの目的についてでございますが、個人の債務者につきまして、債務の減免を通じて、生活や事業の再建を支援し、被災地の復興と再活性化に資することを目的とするもので、昨年8月から運用を開始しているところでございます。

(2)の対象者につきましては、東日本大震災の影響により、現在既に債務を弁済できない方、そして近い将来弁済できないことが確実な方となっております。例えば仮設住宅に入居して、現在は家賃が不要であるため弁済できるが、仮設住宅退去後には家賃が発生し、弁済できなくなることが確実な方も対象となり得るところでございます。

(3)の手続の流れにつきましては、大変申しわけございませんが、アのガイドライン運営委員会の中に「得」という字が入っております。大変申しわけございません、削除をお願いいたしたいと存じます。改めて手続について申し上げますが、債務者からの申し出によりまして、ガイドライン運営委員会におきまして弁済計画案を作成いたします。この弁済計画案の作成に当たりましては、弁護士等の専門家による無料の支援を受けることが可能となっているところでございます。弁済計画案を金融機関等の債権者に提示し、全ての債権者の合意によりまして、債務の減免が成立する仕組みとなっているところでございます。

(4)のガイドラインを利用するメリットといたしましては、3点掲げさせていただいておりますが、一つは、自己破産と異なり、いわゆるブラックリストへの登録を回避でき

ることから、債務整理後、再び住宅ローン等を組むことが可能となること。二つ目といたしましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、弁済計画案作成に係る弁護士費用を国が負担するため、手続に要する費用が生じないこと。3点目といたしましては、手元に生活再建支援金、義援金、災害弔慰金を残したほか、自由財産として500万円を残すことが可能であることが挙げられているところでございます。資料の下の図は、手続の流れ等を図にしたものでございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、裏面をお願いいたします。2の現状と課題についてでございますが、住宅ローン等に係る二重債務問題は、被災者の生活再建の大きな障害となっているところでございまして、本県におけるガイドラインによる債務整理の成立件数は、本年10月5日現在で15件、全国でも84件となっており、被災者への周知と債務整理の促進が大きな課題となっているところでございます。

次に、県としての取組状況についてでございますが、各種広報媒体を活用した周知のほか、被災者の皆様へのチラシの直接送付でありますとか、市町村広報による周知のお願いをしているところでございます。さらに、沿岸4地区で被災者を支援する立場にある市町村やNPOの職員等に対する説明会を本年8月下旬から9月上旬にかけて開催しているところでございます。

また、被災者相談支援センターの窓口配置しております弁護士等の専門家が直接相談支援を行っているほか、ガイドライン運営委員会への橋渡しも行っているところでございます。

このほか、先般開催されました金融機関等との意見交換会におきまして、参加者に対しまして県として被災者への積極的な周知を要請したところでございます。

なお、本年7月13日付で、県といたしまして、国に対し、二重債務問題の早期解決に向け、積極的な支援を行うよう要望しているところでございます。

最後に、4の国の動向についてでございますが、本年7月24日付で金融庁監督局長から、また10月1日には東北財務局長から、それぞれ金融機関に対しまして周知の徹底等について求めているところでございます。

以上で説明とさせていただきますが、県といたしましては、今後とも関係機関と連携いたしまして、ガイドラインの積極的な周知を図るとともに、被災者相談支援センターなどを通じまして、被災者への相談支援や情報提供を適切に行ってまいります。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川あつし委員 この件に関しては、以前我が会派から提案をして意見書を提出させていただいたところであります。金融庁からも、その後金融機関等に周知徹底についての通知等が出ているということではありますが、私もできるだけやろうと思って、松下金融担当大臣——もうお亡くなりになりましたけれども——の耳に入るようにいろいろ努力もさせていただいていました。今説明で私足りないなと思ったのは、周知徹底も大事だけれども、制度そのものもいじらないとだめなのではないですかと、そのこともあわせて政府に言っ

てもらえないだろうかというのが前回の我々の意向であり、意見書の中にも盛り込まれている。今の鈴木生活再建課総括課長のお話では、周知徹底だけがメインにされているのですが、制度を改善しないと絶対これは進まないと思います。つまり債権者である金融機関が申請をする段階で合意しなければ、申請できない仕掛けなのです。ガイドラインの事務局にも全部金融機関の方がいらっしゃって、自分の債権を善意で処理するわけはありませんので、そこら辺の根本的なボトルネックを取り払わないと、1年7カ月たって15件、これから何年たつたって必要なガイドラインによる整理というのは進まないのではないかなと思います。その点はいかがかということ、周知徹底だけではなくて、制度の問題に絡めて申し上げれば、制度のネーミング、利用者にとって極めてなじみが悪い。ネーミングの改善などもやられていると思うのですが、もっと政府に働きかけていかないと、大変申しわけないけれども、今の政府は感受性が非常に低い政府ですから、何度も何度も言ってもらわなければだめだと思います。

今回の請願の趣旨は、当然了としますが、先ほどの執行部の説明では私は不十分かなと思うので、せつかくの機会でありますので、制度改善についてはどのように働きかけているのかについてもお答え願います。

○鈴木生活再建課総括課長 まず、ガイドラインにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりの債務成立件数の状況でございます。私どもは、弁護士会のほか、ガイドライン運営委員会とか、金融機関とかです。6月定例会で御議論いただいた後、直接出向きまして聞き取り調査を行っています。その中で、現状におきましては、ガイドラインにつきまして、それぞれの機関、県もそうでございますし、ガイドライン運営委員会、金融庁、また金融機関におきましても、それぞれの立場で周知を図られておりますが、やはり何と云っても、まだ制度の内容が被災者の皆さんに直接伝わっていないということが、利用が進まない大きな原因の一つにあるのかなということでございます。

例えば伝わっていない可能性がある具体的な中身といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、義援金、支援金、災害弔慰金のほか、自由財産として500万円まで手元に残すことができることとありますとか、現在は家計収支がプラスなので支払いができるのだけれども、仮設住宅退去後は家賃を払わなければならないので支払いができなくなることであるとか、そういう現行制度につきまして、まだまだ周知が十分なされていないということが、制度活用が十分進んでいない大きな理由の一つではないかなと考えているところでございます。そういうことで県といたしましては、何をもっても周知徹底を図ることが必要だということを取り組んでいるところでございます。

○高前田理事兼副局長 個人の二重債務の解消に向けた取り組みについてでございますけれども、県といたしましても、7月の統一要望を初めといたしまして、暮らしの再建という項目の中で、個人の二重債務解消に向けた支援ということを盛り込んでおりまして、その中ではそういった周知の話のみならず、早期解決に向けた国による積極的な支援ということを強く要請いたしているところでございますし、今後ともこの点については要望し

ていきたいと考えております。

○**及川あつし委員** 今高前田副局長の話はわかりました。私も読みましたし、自主的に御理解をいただいてやられていると思うのですが、やっぱりちょっと鈴木生活再建課総括課長の答弁は、間違っていないと思います、正しいと思うけれども、全体に不十分だなと思うので、恐らくそういう話をしていると、そこでとまってしまうと思うのです。実際、申し上げれば、きょういただいた資料でも、岩手県内の申し出件数と成立件数の数字が出ていますけれども、15件ですよ。その前に申し出ている件数が96件ですよ。ここだけを捉えて周知徹底がされていないから申し出が96件しか出ていないと見るのではなくて、96件申し出ても成立したのが15件しかないと見なければだめなのです、これは。申し出から成立するまで半年以上かかっているわけですね、1件について。いろいろと債権者が債権者なりの立場でやっているのでしょうけれども、結果として周知が進んでも申し出件数の前にそもそも申し出を諦めてしまうわけです。申し出をやろうかな、債権者が同意しないからやめよう。債権者が同意したと思っても、申請しても半年以上かかって、最初申請した内容どおりかない。ようやくこぎ着けたのが15件ということなので、まずは知らせることというのも大事なだけけれども、制度改善しなければ、絶対にこれは進みません、間違いなく。なので、先ほど高前田副局長が話されたように、積極的な支援という内容の中に、この制度では絶対に進みませんよという認識を持って、政府と本当に体を張って闘ってもらわないとだめだと思います。そういう認識を持ってもらえないかどうか、再度鈴木生活再建課総括課長に伺います。

○**鈴木生活再建課総括課長** 究極の目的は被災者の二重ローン問題を早期に解決することが非常に大切なことをごさいますて、体を張って一生懸命、とりあえず周知をさせていただいて、実際の運営状況も見させていただきながら、さらなる取り組みについては引き続き検討させていただきたいと存じます。

今般の10月1日付の東北財務局長通知というのは、これまでの弁護士会とか、さまざま御要望をいただいている中身が大分盛り込まれております。例えば資料の裏面の下にございますけれども、債務者の状況を一層きめ細かく把握して、ガイドライン利用のメリットや効果等を営業の第一線において丁寧に説明することでありまして、あるいは条件変更を行っている債務者を除外することなく、当該債務者にも改めて、リスケジュールでもって抜けている方は対象にならないような誤解がございますので、そういうことがないようにということでお話もしていただいています。また、③の弁済計画案が提示された場合は、6カ月以上かかっているという話もございまして、私どももガイドライン運営委員会の本部に行きましたところ、大体6カ月ぐらいかかっているという話も伺っております。また、被災者の状況によってはもうちょっと長くかかるという話もありまして、ガイドライン運営委員会の審査に加えまして、その後金融機関の審査に時間がかかるというようなことで、これについても迅速に判断を行うことということで、国におきましても、制度の見直し、改善に向けまして取り組んでいただいておりますので、私どももその動向を注視しながら、

さらに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**及川あつし委員** 最後にしますが、体を張って周知していただくのもいいと思います。ただ、制度の変更は絶対必要なのです、間違いなく。これは幾ら金融庁が金融機関にこういう通知を出していても、そもそもの制度で、金融機関のいろんな経営環境をおもんばかってつくった制度なので、言葉で通知を出しても実は絞れていないのです。だから、これいろいろ厳しいように書かれていますけれども、弁済計画案が提示された場合は、だけれども、弁済計画案ができないのです、債権者が同意しないと。出されたら迅速に判断しろと言っているだけで、弁済計画案ができる前のところで全部ひっかかっているものであって、この内容についても私は不十分だと思うし、もっと言えば金融機関がこのガイドラインで処理をすることによって、金融機関に対するさらなるメリットをやらない限り、そちらも金融機関もインセンティブとして被災者にこの制度を周知することもないし、この制度を適用して申し立ての件数も、処理の件数も、成立件数も、どんどんふえていかないという現状にあるということを再度御認識いただいて、この点についても体を張っていただきますようお願いして終わります。

○**高前田理事兼副局長** いずれにいたしましても、現在私ども制度の周知に全力で取り組んでおりますし、あわせて国へ積極的な支援ということを引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○**五日市王委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第51号岩手県公契約条例早期制定に向けての請願及び受理番号第52号公契約条例の早期制定を求める請願、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**田中入札課長** それでは、公契約条例につきまして、お手元の説明資料により御説明申し上げます。

まず、公契約条例の制定の意義でございますが、公契約条例は、地方公共団体が締結する公共工事や業務委託などの契約——これを公契約といいますが——これについて、当該公契約による事業で働く労働者の賃金等の最低基準を定めて、その決めた内容が実際に現場労働者に適用されるよう条例で定めようとするものでございます。

次に、国の動向でございます。国では公契約法ということで、政府の国会答弁で、平成23年1月27日衆議院本会議で菅総理大臣、さらにその1年前に鳩山総理大臣も同様の答弁

をしているところがございますが、公契約法の制定については、公契約の契約先企業における賃金等の労働条件については、関係法令を守ることは当然として、その具体的なあり方は、当該企業の労使間で自主的に決定されることが原則である。こうした労働条件のあり方に関しては、発注者である国の機関や地方公共団体も含めて、幅広く議論を進めるべきであると答弁しておりますけれども、具体的な国の動きに関する情報は県にはまだ来ていないということであります。

次に、東北各県の動向でございますけれども、各県とも具体的な検討に至っていないと聞いてございます。

次に、全国の状況でございますが、都道府県レベルでの制定の例は今のところございませんが、ここに掲げてあります野田市、川崎市、相模原市、多摩市の4市で公契約条例を制定して、施行済みでございます。また、平成24年6月に、国分寺市と渋谷区で制定しておりますが、これはまだ未施行ということでございますが、制定してございます。

内容でございますが、まず対象業務といたしまして、それぞれ金額等の違いがありますがけれども、一定規模以上の工事請負契約と、あと施設管理や清掃等の委託業務を契約の対象としてございます。そのほか適用される労働者の範囲ですとか、適用労働者の賃金の下限額、立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償、差額支払義務等が公契約条例の主な内容となっております。

具体的には、裏面の表をごらん願います。公契約条例の対象契約に係る手続フローということでございますが、まず発注者の部分において、適用労働者の賃金下限額を決定するというところで、ここでいう適用労働者ですけれども、それぞれの条例で定められてございまして、基本的には受注者、または下請業者に雇用され、公契約に従事する労働者でありますとか、派遣労働者、一人親方等も含んでいるという例が、市ではそのようになっているようでございます。

あと、賃金下限額でございますけれども、これは工事請負契約については、公共労務単価の職種ごとに、それぞれ市によって違いますが、8割または9割の額で決定しているということでございます。これにつきましては、規則で定めている例と、審議会にかけて定めるという例がございます。あと、業務委託契約につきましては、生活保護基準額から算出するという例もございます。東京都、神奈川県の場合で、1時間当たり900円前後の労賃、最低額の設定になっているようでございます。

そして、次に公契約の締結をした場合でございますけれども、受注者には賃金下限額以上の賃金の支払い義務が発生するというところで、しかも受注者については公契約条例の内容を労働者に周知するというところで、適用労働者の範囲ですとか、賃金下限額ですとか、申し出の場合の連絡先等を文書で事務所等に掲示したり、その文書を配付したりするというようになってございます。

そして、受注者は、賃金台帳の作成ということで、毎月賃金台帳を作成していただきます。そうすると、この内容でございますけれども、対象労働者の氏名ですとか職種、従事

期間、支払賃金、支払額等を記載したもの、これを賃金台帳と言っていますけれども、これを作成してもらって、そしてそれを取りまとめて、発注者に初期、中間、最終、3回報告してもらうというルールになっているのが例でございます。

賃金が下限額を下回る場合と表記されていますけれども、労働者はその場合には発注者、または受注者に申し出ができるということで、発注者はその申し出があった場合には、賃金台帳と申し出内容等により、賃金が下限額を下回っていないかを確認しまして、そして受注者等に対して立入調査等を行う。そして立入調査の結果、問題があれば是正措置を求めて、措置の内容の報告をしてもらうということでございます。是正措置を講じない場合等においては、公契約を解除できるという制度となっているものでございます。

以上で公契約条例に関する参考説明を終わります。

○**五日市王委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第51号岩手県公契約条例早期制定に向けての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」「採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第52号公契約条例の早期制定を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」「採択」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**五日市王委員長** 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から7月4日に発生した県防災航空隊の水難救助訓練中の事故検証報告書について発言を求められておりますので、これを許します。

○小山総合防災室長 説明に入らせていただく前に、改めましてこのような事故を起こしましたことを担当の室長としておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。7月4日に発生いたしました岩手県防災航空隊の水難救助訓練中の事故の検証と対応につきまして御説明申し上げます。お手元に7月4日に発生した県防災航空隊の水難救助訓練中の事故検証報告書についてというA4判2枚の資料と、定例会開会日に皆様にお配りいたしました岩手県防災航空隊水難救助訓練事故検証報告書を配付してございますが、便宜、A4判2枚ものの資料によりまして説明させていただきますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。

今回まとめました報告書は、現在の訓練方法がとられた経緯や訓練上の問題点、また問題が発生するに至った原因や背景につきまして、去る8月9日に公表いたしました中間報告以降、過去に防災航空隊に在籍した隊長等からもヒアリングを行いますとともに、ヘリコプターで同様の活動を行っております陸上自衛隊や航空自衛隊、海上保安庁の実務家の意見も伺い、さらに掘り下げて検証したものでございます。

まず1番、検証報告書の概要についてでございますが、(1)番、水難救助訓練の実施方法の変更経過といたしまして、現在の訓練方法がとられるに至った経緯として、ドライスーツを使用するようになった平成14年度ころから、ドライスーツで十分な浮力が確保できるとして、降下の配備等の安全対策が次第にとられなくなったということが明らかになりました。また、平成21年5月の大分県の事故に係る防災航空隊内の検討では、ドライスーツに浮力があることから救命胴衣の装着を見送りましたものの、その後救命胴衣を装着しての訓練を実施しております。しかし、結果としては、その後の訓練に、平成24年度の訓練に救命胴衣の装着が引き継がれなかったことも明らかになっております。

(2)番の訓練上の問題点といたしましては、さきに中間報告においても指摘しておりますが、安全装備や異常発生時への備えが不十分だったことに加え、装備の点検、隊員の健康状態等の確認が不徹底だったこと、装備の取り扱い訓練や保守管理も不十分であったことが挙げられています。

次に、(3)番、問題の発生要因とその背景といたしましては、中間報告で指摘しておりました安全管理に対する隊員の意識や知識の不足、自隊のみを意識した判断に陥りがちな組織体質にあったことなどに加え、本報告書におきましては、下線を付しておりますが、防災航空センターの事務量等の増加に伴い、隊員の訓練時間の確保が厳しくなっているということも指摘してございます。

以上を踏まえまして(4)番、今後の対策につきましては、中間報告で示した8項目の改善策に新たに3項目を追加したものでございます。

次のページをお開き願います。箱くくりの中にございますが、具体的には下線を付している3項目が新たに追加した対策でございませう。自隊のみの判断に陥りがちな組織体質にあったことや、隊員の安全管理に対する意識が不足していたこと、事務量の増加等が訓練時間に影響を与えていたこと等の反省を踏まえ、①にございませうとおりに、他機関の情報収集やその積極的な活用、隊員等への計画的な安全教育の実施、②にございませうとおりに、隊長等のリーダーシップや隊員の判断力等を向上させるための研修の実施、⑩にございませうとおりに、本庁における事務処理支援などの対策を講ずることとしてございませう。

以上が検証報告書の内容でございませうが、ただいま御説明いたしました安全対策に関しましては、今後この対策をしっかりと行使、防災航空隊の活動の安全性の向上、確保を図ってまいりたいと考えてございませう。

次に、2番、通常運航体制への移行についてでございませうが、防災ヘリコプターひめかみにつきましては、事故の検証が終了するまで水難救助活動及びそれに伴う訓練を休止しておりましたが、10月1日から県内消防本部の御理解をいただきながら、欠員となっていた隊員を補充するなどして、通常運航体制に移行してございませう。これまでに実施した安全対策等につきましては、箱囲みのおりにございませうが、今回の検証を踏まえた安全対策をしっかりと講じながら、水難救助活動にも対応していきたいと考えてございませう。

今後におきましても、継続的に安全対策が向上、確保されるよう取り組み、二度とこのような事故を起こすことのないよう、徹底した安全管理体制を確立していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○五日市王委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 まず、今の報告について一言。隊員の安全を守るための訓練、規律、これはもちろん重大なことでありますが、ひめかみもそろそろ20年になるのではないかなと思ひます。航続距離、それらによる耐用年数というのがあると思ひますから、当然新しい機に乗りかえをする時期も近づいているのだらうと思ひますので、装備を含めてそういうことも常にチェックをしていただきたいと思ひます。

それから、この際でありますけれども、今回の3.11、本当に大きな犠牲を出したわけあります、特にも警察官が13名、そして消防職員が9名、消防団員が119名という、大変大きな犠牲でありました。そういう中で、ようやく消防団員を守るためのチェック体制といひますか、活動内容、こういったものに議論が及んできたと思ひております。大体消防団員の命令の中には、逃げろとか、退去せいかいいうものがいまだかつてないのです。これは大日本帝国陸軍の流れをくむやつだと思ひておりますが、それは冗談でありますけれども、今回総務省消防庁がNPOに委託をしたのだと思ひうのですが、宮古市田老地区の消防団関係者に集まっていたいで、検証に入ったといひうか、今後の活動の指針づくりに来たようであります。

そういう中で、仮の数字を頭に置いた中での議論になっていひしないか。つまり今回の

3.11は、地震発生後の35分から45分の間に ― 少しずれがありますけれども ― 津波が来たわけであります。その中で、消防団員の働きは、最初の15分、以後の15分は逃げろという話から入ってきたようでありますけれども、今現在消防ポンプを高台の仮設住宅に置いて、日中の場合はほとんど高齢者しかいない。消防団員は浜に入ったり、いろんなところで仕事をしている。もし火災があった場合は、ポンプのところまで一旦戻って、ポンプに乗って現場に行く。火災なんかの場合は、あるいは津波もそうかもしれません。そうすると、それだけで15分かかってしまう。何の作業もしないうちに15分たってしまう。こういうことから入ってきているようでありますが、そもそも今回の3.11は、35分から40分かかりましたという数字ばかりが頭にあるのは危険だと思います。昭和35年のチリ地震津波は、一昼夜かかって何の前触れもなしで沿岸に来たのです。そして、北海道の奥尻島の場合は、地震発生から5分で津波が襲来したわけでありますので、相手が全然わからないうちに15分の時間は消防活動というやり方というのは、そもそもが間違っていると思います。

それが一つと、こういう大事なことでありますので、本来総務省消防庁から人間を派遣して本当の聴き取りをするべきが筋ではないか。NPOが悪いというわけではありませんけれども、そういうことに県としてどのように関与していくべきなのか、お考えをやっぱりやっておくべきではないかと思えます。

各市町村で、消防出初め式をやった場合には、市町村長が統監になります。その人より上の人はいないわけですね。だけれども、同じ県民として見た場合には、やっぱり岩手県としてもそういう議論に参画をして、消防団員を守る、あるいは警察官もみずからを守る、消防職員も守ると、そういうことの議論に入っていくべきだと思うのですが、関係者はどのようにお考えかお伺いします。

○小山総合防災室長 委員お話の点ごもっともだと思っております。それで、昨年度末に実はこういったものを検証しようという委員会を、沿岸の消防団長の方々も含めまして集まっていたいで第1回の委員会を開いて、今年度、県の消防協会に委託いたしまして、県として現場の状況を踏まえながらそういった安全対策を講じるべきだということで、現在事業をかなり進めております。現場でもヒアリングしておりますし、その方向性もだんだんと中間報告的に出てきております。そういったことで実際各消防団におきましては、マニュアル等におきまして時間を区切って退避だというような決め方もございます。確かに想定宮城県沖地震であれば、30分というふうな時間もございますが、例えば明治、昭和の三陸津波におきましては、地震がはっきり感知できなかったという実態もございます。そういったことも踏まえ、その時間を決めることが一方的に悪いということではないのですが、それだけではなく、例えば先ほど委員のお話にもありまして、ポンプ車を現地に持って行く途中で、もしくは現場に向かう途中でお亡くなりになった消防団員の方も多くございます。そういったことも含め、例えば監視体制とか通信手段の確保とか、いろんなことの対策が必要であろうと思っております。そういったことも含め、県としても本県の事故の実態を含め、対応を今検証しているところでございます。そういった対応を

して、何とか二度と消防職団員、もちろん警察の方々も含めてではございますけれども、こういった災害で殉職されるようなことのないように対応したいと思っております。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○久保孝喜委員 1点だけお尋ねしたいと思いますが、午前中の質疑でJR山田線の話が出ましたので、その延長上でこの際お聞きしておきたいわけですが、JR岩泉線の話であります、JR東日本の復旧費用の130億円というのを県が査定をすると、こういうことになっていたわけですが、その査定の作業の進捗状況は一体どうなっているのか。一部報道では、10月上旬にも公表という話もあったわけですが、その現状、どういうことになっているのか、この際お示しをいただきたいと思えます。

○野中交通課長 JR岩泉線の安全対策費用の検証委員会の作業状況でございます。当初9月末までに検証の取りまとめをしたいという計画で進めておりました。しかしながら、委員会を開催している中で、検証に必要なJR東日本のデータが非常に多くございまして、そういったJR東日本との調整に時間を要しているという部分と、それから最初の取りまとめに当たって、安全対策、対策工事の考え方について、現在各委員の中で集約をしておりますが、これに時間を要しているということで、本日現在において取りまとめには至っていないという状況でございます。(久保孝喜委員「見通し」と呼ぶ) 済みません。見通しでございますが、できるだけ9月末ということで計画をしていた状況もございまして、できるだけ遅くならないような形で、今月中には何とか取りまとめを終えたいと考えています。

○久保孝喜委員 今回の答弁で一つだけちょっと気になったのですが、県の独自査定をするについて、JR東日本からいただく資料等があるという話と、それから調整と言いましたか、JR東日本との調整というのが何ゆえ独自査定に必要なのか。その辺ちょっと詳しく説明いただけませんか。

○野中交通課長 具体的には、事例でございますが、JR東日本のデータという部分につきましては、一つは今回のJR東日本が取りまとめた報告書の中には、費用そのものについては記述がございまして、費用の積算の考え方とかそういったものは全く示されていないということで、その辺の資料の要求等をしてございまして、JR東日本との調整という部分は、こういった資料の要求の内容とか、いついつまでに欲しいとか、そういった部分での調整という意味でございまして、特には内容について調整しているというものではございません。

○久保孝喜委員 これからのJR東日本との関係で言えば、JR山田線の問題もそうなのですが、県としての根拠のある具体的な反論という形で、午前中の議論にもあったように、必要になってくる。そういう意味では、この査定の結果というのが非常に大きな意義を持ってくるものだと思いますので、できるだけ早急に議会としても議論に供することができるように報告書を取りまとめていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

委員の皆様には、次回の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の11月の県外調査についてありますが、お手元に配付しております平成24年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。